

第4期 留萌市地域福祉計画

令和4年度～令和8年度

みんなで支え合う 安心と健康のまちづくり



令和4年3月

留 萌 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1-1	計画策定の背景	3
1-2	計画の基本的事項	4
	(1) 計画の目的	4
	(2) 計画の範囲	4
	(3) 計画の期間	4
1-3	計画の位置づけ	4
	(1) 位置づけ	4
	(2) 市の計画との関係	5
1-4	計画の策定と意見の反映	6
	(1) 策定体制	6
	(2) 市民意見の反映	6

第2章 地域を取り巻く現状

2-1	人口の推移	7
	(1) 人口	7
	(2) 世帯	7
	(3) 年齢構成	9
	(4) 障がい者の動向	11
2-2	地域活動の状況	12
	(1) 町内会の加入状況	12
	(2) ボランティアセンター登録数	12
2-3	市民アンケート調査の結果からみた課題	13

第3章 計画の基本理念・基本目標・施策の体系

3-1	基本理念	15
3-2	基本目標	16
3-3	施策の体系	17

第4章 施策の展開

【基本目標1】	みんなで支え合うやさしさに満ちたまちづくり	18
《基本施策1》	⇒やさしい心を育む福祉意識の啓発	18
《基本施策2》	⇒地域で互いに支え合う環境づくり	19
《基本施策3》	⇒地域を支えるボランティア活動、市民活動の推進	21
【基本目標2】	健康な心と体で元気に暮らせる活力あるまちづくり	22
《基本施策4》	⇒生涯を通じた健康的な生活づくり	22
《基本施策5》	⇒地域包括ケアシステムの充実	24

【基本目標3】だれもが適切な福祉サービスを利用できるまちづくり	25
《基本施策6》⇒きめ細やかな相談支援体制の充実	25
《基本施策7》⇒福祉サービス利用者の権利擁護の推進	27
【基本目標4】すべての市民が安全で安心して暮らせるまちづくり	29
《基本施策8》⇒地域の防災、防犯、交通安全活動の推進	29
《基本施策9》⇒快適に暮らせる地域の環境づくり	31

第5章 計画の推進について

5-1 計画の推進	32
(1) 市民の役割	32
(2) 事業者の役割	32
(3) 行政の役割	32
5-2 社会福祉協議会との連携による事業の推進	33
5-3 計画の進行管理と検証	33

【資料編】

1 第3期留萌市地域福祉計画の策定経過	
(1) 策定経過	34
(2) 留萌市地域福祉計画策定委員会名簿	35
(3) 留萌市地域福祉計画策定委員会設置要綱	36
2 留萌市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査の概要	
<設問ごとの集計結果>	38
1. 回答者や家族の状況	38
2. 地域でのつきあいやつながりについて	40
3. 社会福祉協議会や民生委員・児童委員について	46
4. 健康や福祉に関する相談・情報について	47
5. 災害時の助け合いについて	52
6. 地域における福祉全般について	55
経年変化（前回調査との比較）	61
(1) 地域でのつきあいやつながりについて	61
(2) ボランティア活動や地域活動について	63
(3) 健康や福祉に関する相談・情報について	64
(4) 地域における福祉全般について	66
3 パブリックコメントの概要	
パブリックコメントの概要	68

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景

わが国の社会福祉は、先行きが不透明な経済状況や高齢化に伴う社会保障費の増大等により大きな改革を迫られています。

さらに、少子高齢社会の急速な進行や単身世帯の増加、新型コロナウイルス感染症の影響により地域での活動が厳しく制限され、地域住民のつながりの希薄化が進行しています。また、改善の兆しが見えない経済情勢による生活困窮等を背景に、孤立死、高齢者や障がいのある方の消費者被害等様々な社会問題が増加しており、社会的孤立への対応が求められています。

こうしたなか、住民の地域生活を支えるためには公的な福祉サービス等の充実とともに地域のなかで医療・介護の面から支えていくような仕組みづくりが、ますます重要となってきています。

また、国では、社会福祉法（平成30年4月1日施行）の改正により、地域住民、福祉関係者による地域生活課題の把握、関係機関との連携等による解決が図られることを目指す理念が明記され、その理念の実現に向け、包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

本市では、だれもが安心して暮らせる住みよい地域社会づくりに向けた取り組みを推進するため、平成17年10月に『第1期留萌市地域福祉計画』を策定し、その後、平成23年度には第2期計画、平成28年度には第3期計画と策定してきました。策定の過程で、社会状況の変化による福祉に関するニーズの多様化や社会福祉制度の改正などにより計画の一部見直しを図り、地域福祉のさらなる充実に取り組んできました。

そのようななか、8050問題やダブルケア、セルフネグレクトなどこれまで潜在化し、複雑化・複合化した様々な課題が顕在化してきたことから、新たな課題への対応に向けた計画の見直しを図り、ここに『第4期留萌市地域福祉計画』を策定し、平成29年度からを計画期間とする留萌市の最上位計画である『第6次留萌市総合計画』の基本テーマ（目指す都市像）「みんなでつくる まち・ひと・きぼう 次の時代へ続く留萌」のもと、地域福祉分野を中心とした施策と方向性を示します。

社会福祉法抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力して、福祉サービスを要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

1-2 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

地域福祉推進の基本理念や基本目標、基本施策を明らかにするとともに、市民・行政・関係団体などの連携による地域の支え合いによって、すべての市民が住み慣れた地域で、生涯を通じた健康づくりと自立した生活を送ることができる社会の構築を目的として策定します。

(2) 計画の範囲

この計画は、すべての世帯を対象とし、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援、健康づくりなどの各分野を範囲とします。

(3) 計画の期間

計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とし、保健・福祉・医療・子育ての情勢などの変化や国及び北海道の関連する他の計画と整合を図るために、必要に応じて見直しを行います。

1-3 計画の位置づけ

(1) 位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、第6次留萌市総合計画（平成29年度から平成38年度）の福祉分野の基本計画として、保健・福祉・医療・子育ての理念や施策の方向性を示す計画です。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい支援計画、子ども・子育て支援事業計画、健康づくり計画、地域防災計画など本市の福祉に関する個別計画を横断的に結びつけながら地域福祉を推進していく計画となっています。

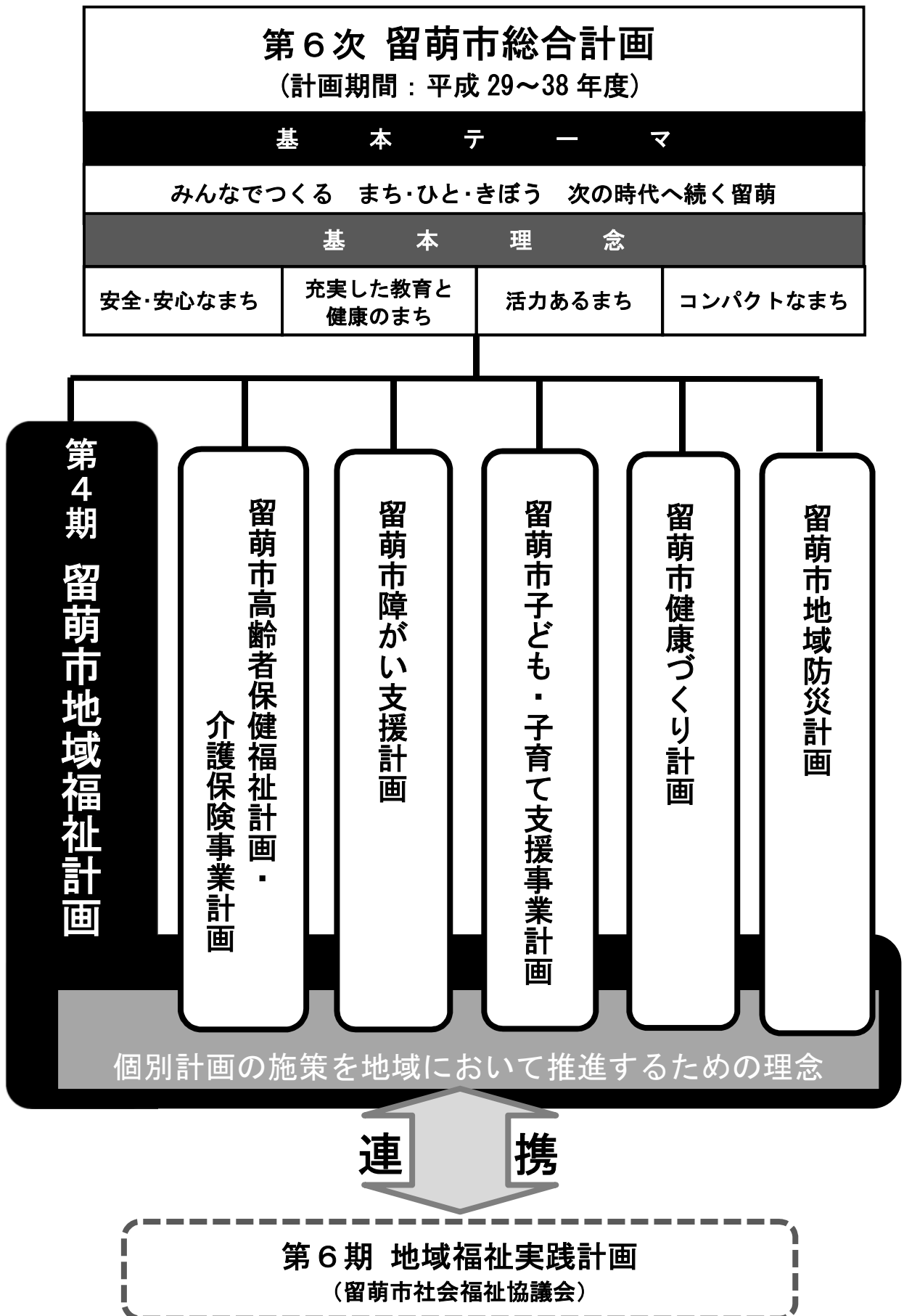
社会福祉法抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずると共に、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項。
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項。
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項。

(2) 市の計画との関係



1-4 計画の策定と意見の反映

(1) 策定体制

① 留萌市地域福祉計画策定委員会

計画の策定にあたっては、地域住民のニーズ把握、成果の検証や課題の分析を行い、それらを本計画に反映していくことが必要なことから、福祉団体、ボランティアを含む市民団体、福祉事業者、町内会関係者など、幅広い分野からの参画を得て「留萌市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容の審議を行いました。

② 留萌市地域福祉計画策定庁内検討委員会

庁内においては、関係各部課で構成する庁内検討委員会を設置し、地域福祉計画としての全体の内容やそれぞれの所管する部門別計画や施策の調整等の検討を行いました。

(2) 市民意見の反映

① 「留萌市地域福祉計画」策定のための市民アンケート調査の実施

留萌市内に住所を有する満18歳以上の市民1,300名を対象に「地域でのつきあいやつながり」「健康や福祉に関する相談・情報」「災害時の助け合い」などについてアンケート調査を実施することにより、市民の地域福祉に対する意識や意見、ニーズ等を把握し、計画の内容に反映させました。(調査専門機関へ結果分析を委託)

② 第6次総合計画策定に係る市民意見

第6次留萌市総合計画策定に伴い実施した市民会議、市民会議意見交換会、町内会長会議で出された福祉分野の意見についても計画策定の参考にしました。

③ パブリックコメントの実施

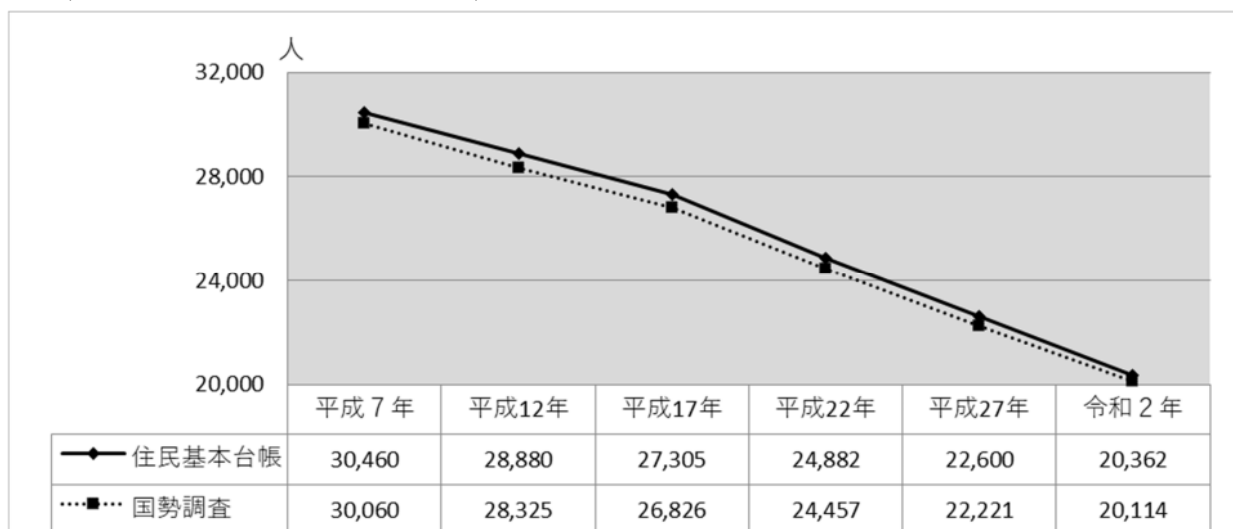
計画の原案を作成後、令和4年2月7日から2月28日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 地域を取り巻く現状

2-1 人口の推移

(1) 人口

留萌市の人口は、昭和42年の42,469人をピークに減少傾向が続いており、平成27年の住民基本台帳人口（9月末）では22,600人でしたが、令和2年には20,362人となり、5年間で2,238人（年間平均448人）の減少となっています。

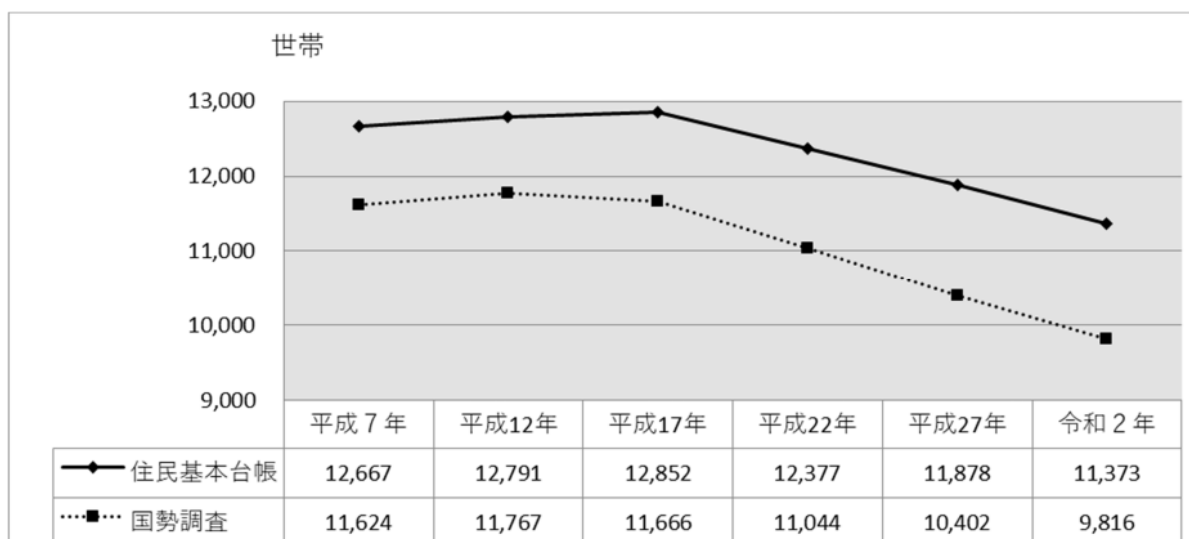


（資料：住民基本台帳各年9月末、国勢調査各年10月1日）

(2) 世帯

■世帯数

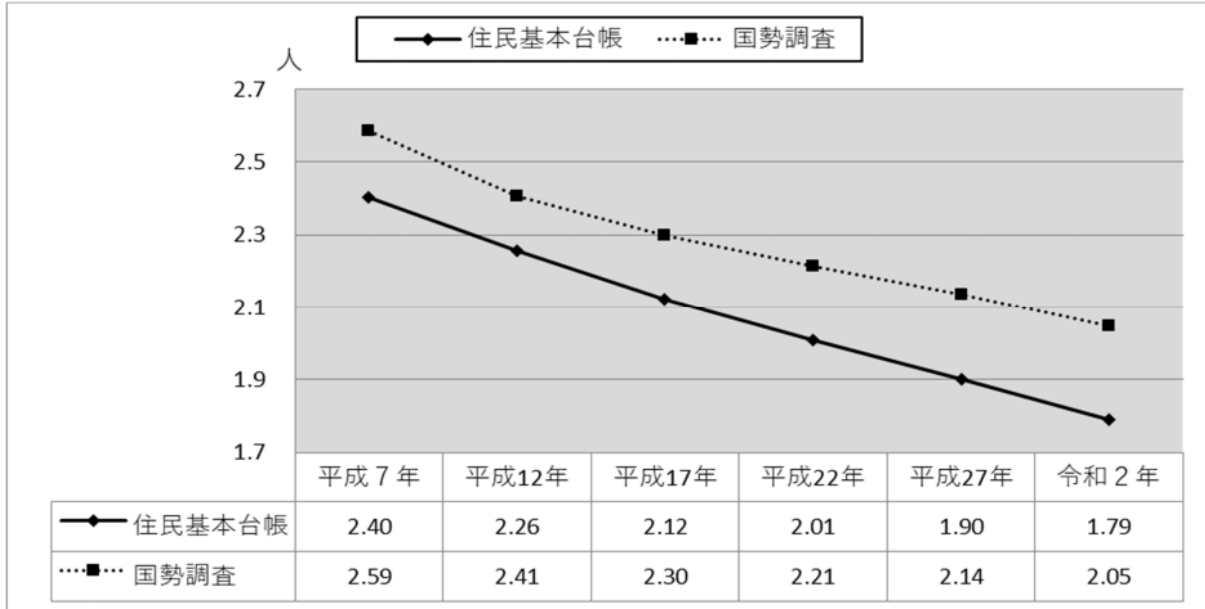
留萌市の世帯数は、平成17年までは横ばいで推移してきましたが、以降減少傾向となっており、平成27年の住民基本台帳世帯数（9月末）では11,878世帯でしたが、令和2年には11,373世帯となり、5年間で505世帯の減少となっています。



（資料：住民基本台帳各年9月末、国勢調査各年10月1日）

■平均世帯人員

留萌市の1世帯あたりの平均世帯人員は、令和2年の住民基本台帳（9月末）では1.79人となっており、平成7年と比較すると、0.61人減少していることから、単身世帯や夫婦のみの世帯など世帯の小規模化が進行している状況がうかがえます。

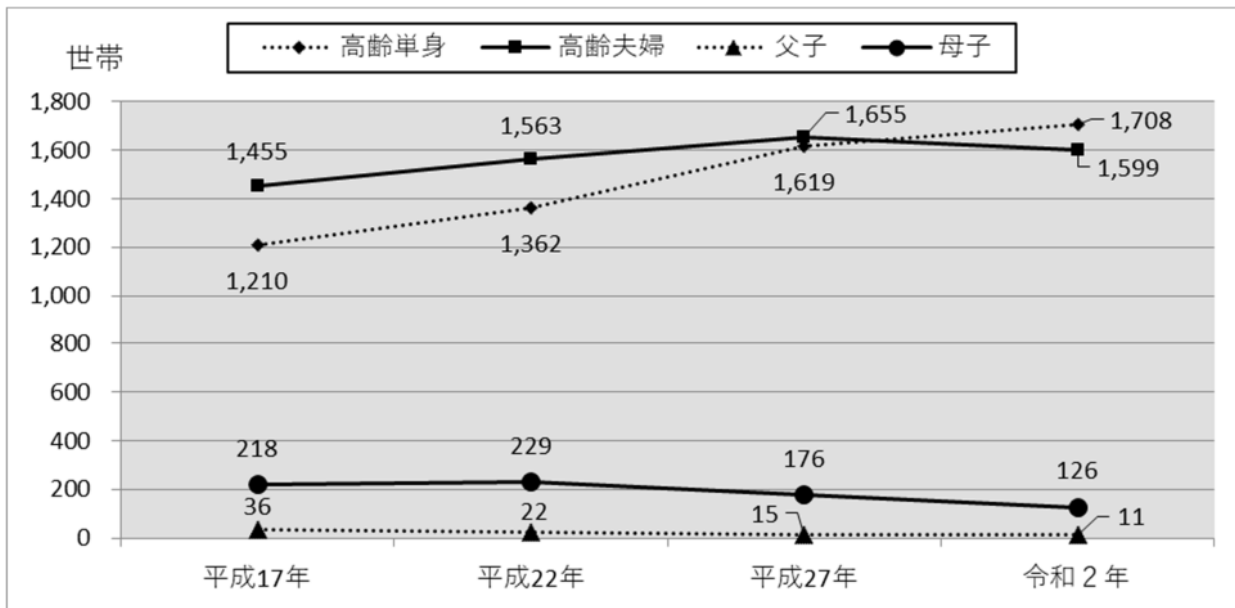


（資料：住民基本台帳各年9月末、国勢調査各年10月1日）

■高齢者、ひとり親世帯数

高齢者の単身世帯は、平成17年では1,210世帯でしたが、令和2年には1,708世帯となっており、15年間で498世帯の増加（1.41倍）となっており、高齢者の夫婦世帯も平成27年までは同様でしたが、令和2年は減少しています。

ひとり親世帯は、平成17年では254世帯（父子：22世帯、母子：218世帯）でしたが、令和2年には137世帯（父子：11世帯、母子：126世帯）となっており、父子・母子世帯ともに減少傾向が表れています。

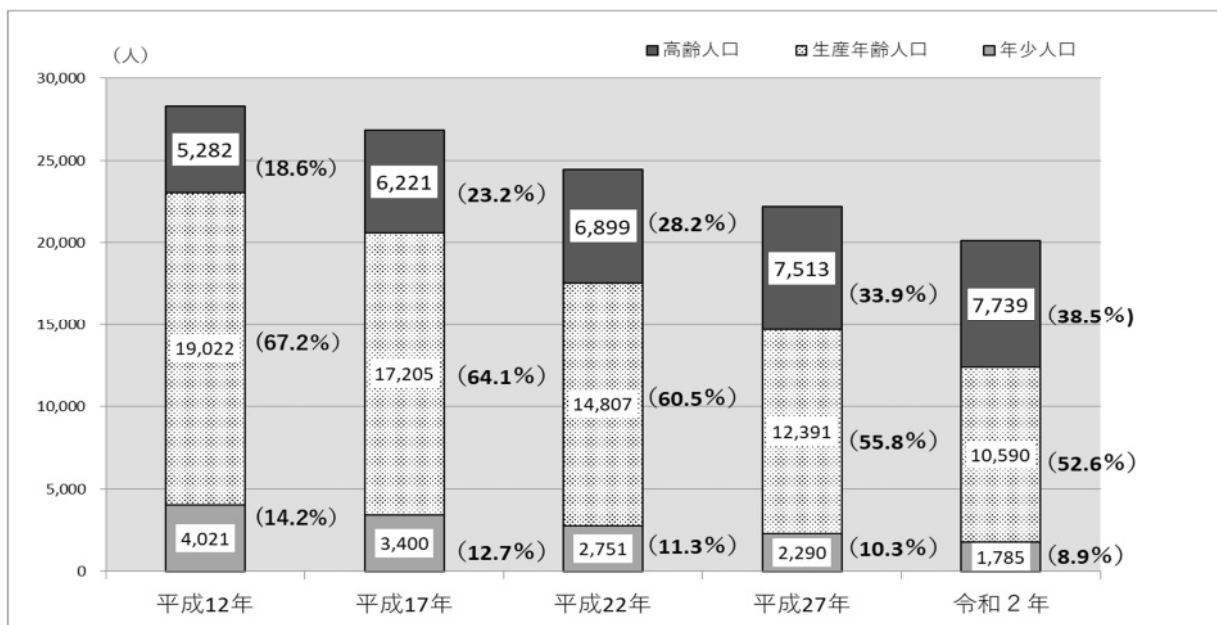


※父子、母子は18歳未満の子どもが同居している世帯の数（資料：国勢調査各年10月1日）

(3) 年齢構成

■年齢別構成人口の推移

人口の減少が続くなか、平成12年と比較すると高齢人口は2,457人増加（約1.5倍）し、一方、年少人口は2,236人減少（約56%）しており、超少子高齢社会の進行が表れています。また、生産年齢人口も平成7年と比較すると8,432人減少しており、今後もこの減少傾向は続くものと考えられます。

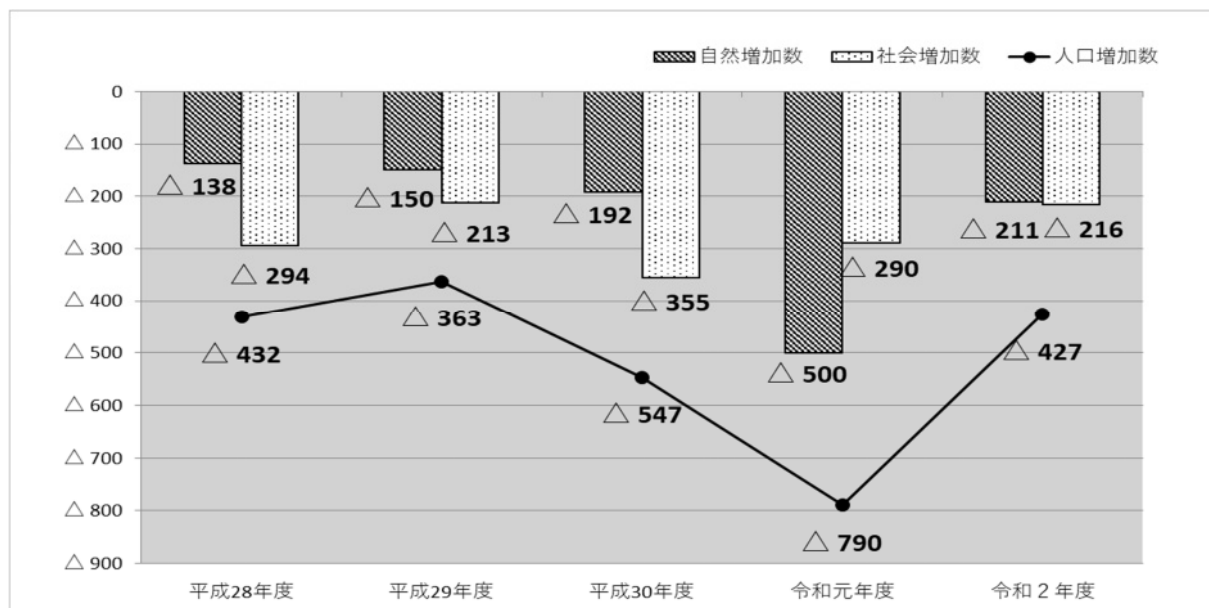


年少人口：0歳～14歳、生産年齢人口：15歳～64歳、高齢人口：65歳以上

(資料：国勢調査各年10月1日)

■人口動態の推移

自然増加数は平成14年度を境にマイナスとなっており、ここでも少子化が見られます。また、社会増加数はマイナスの状況が引き続いており、依然として転出者が転入者よりも多くなっています。



(資料：住民基本台帳各年9月末)

■町内別の人口の状況

市内の人口を町別にみると、平成27年9月末現在と比べて船場町以外で減少しています。特に沖見町、見晴町、末広町、千鳥町平和台及び潮静では100人以上減少しています。高齢化率（65歳以上）については全体で38.2%、町別にみても40%を超える町が23あり、50%を超える町も11あります。

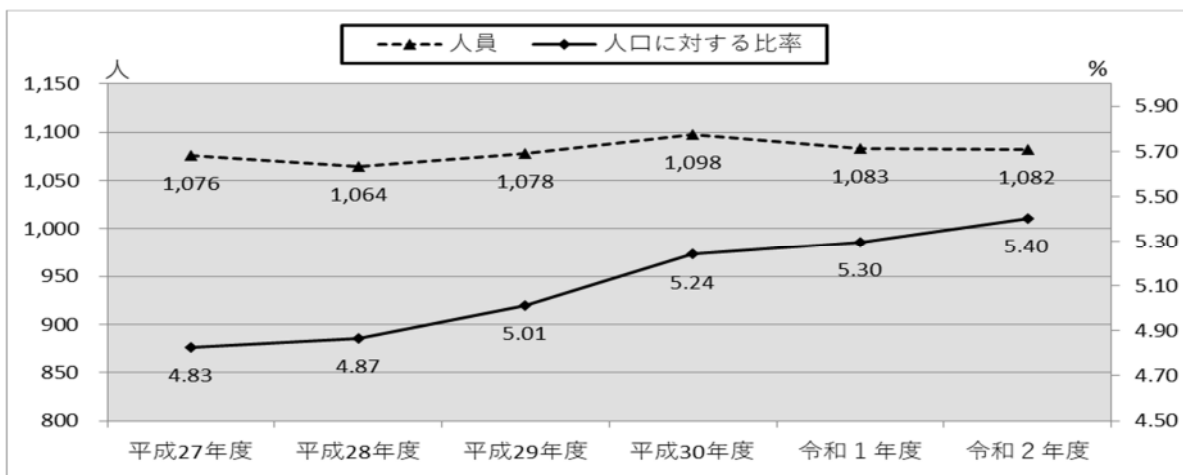
町名	人口	年齢区分	人数	比率 (%)	町名	人口	年齢区分	人数	比率 (%)
大町	582	14歳以下	25	4.30	千鳥町	912	14歳以下	99	10.86
		65歳以上	278	47.77			65歳以上	322	35.31
港町	322	14歳以下	13	4.04	元川町	155	14歳以下	15	9.68
		65歳以上	151	46.89			65歳以上	57	36.77
本町	263	14歳以下	12	4.56	堀川町	297	14歳以下	23	7.74
		65歳以上	122	46.39			65歳以上	119	40.07
瀬越町	95	14歳以下	5	5.26	緑ヶ丘	771	14歳以下	90	11.67
		65歳以上	55	57.89			65歳以上	53	6.87
明元町	216	14歳以下	15	6.94	南町	1,334	14歳以下	125	9.37
		65歳以上	99	45.83			65歳以上	500	37.48
錦町	457	14歳以下	42	9.19	五十嵐町	828	14歳以下	102	12.32
		65歳以上	214	46.83			65歳以上	337	40.70
沖見町	2,006	14歳以下	180	8.97	高砂町	430	14歳以下	43	10.00
		65歳以上	904	45.06			65歳以上	135	31.40
寿町	445	14歳以下	60	13.48	東雲町	808	14歳以下	105	13.00
		65歳以上	108	24.27			65歳以上	228	28.22
幸町	274	14歳以下	12	4.38	礼受町	113	14歳以下	12	10.62
		65歳以上	133	48.54			65歳以上	61	53.98
宮園町	493	14歳以下	29	5.88	浜中町	113	14歳以下	8	7.08
		65歳以上	217	44.02			65歳以上	59	52.21
見晴町	1,584	14歳以下	130	8.21	三泊町	115	14歳以下	4	3.48
		65歳以上	676	42.68			65歳以上	76	66.09
栄町	496	14歳以下	59	11.90	塩見町	103	14歳以下	3	2.91
		65歳以上	191	38.51			65歳以上	56	54.37
開運町	634	14歳以下	54	8.52	春日町	284	14歳以下	7	2.46
		65歳以上	241	38.01			65歳以上	175	61.62
末広町	735	14歳以下	51	6.94	大和田	175	14歳以下	6	3.43
		65歳以上	235	31.97			65歳以上	108	61.71
花園町	556	14歳以下	44	7.91	平和台	347	14歳以下	32	9.22
		65歳以上	183	32.91			65歳以上	110	31.70
旭町	538	14歳以下	42	7.81	潮静	972	14歳以下	99	10.19
		65歳以上	210	39.03			65歳以上	247	25.41
泉町	356	14歳以下	44	12.36	幌糠町	153	14歳以下	6	3.92
		65歳以上	112	31.46			65歳以上	85	55.56
住之江町	658	14歳以下	74	11.25	樽真布町	4	14歳以下	0	0.00
		65歳以上	202	30.70			65歳以上	4	100.00
船場町	29	14歳以下	0	0.00	峠下町	13	14歳以下	0	0.00
		65歳以上	7	24.14			65歳以上	11	84.62
元町	555	14歳以下	50	9.01	藤山町	87	14歳以下	3	3.45
		65歳以上	236	42.52			65歳以上	54	62.07
野本町	547	14歳以下	57	10.42	合計	19,855	14歳以下	1,780	8.96
		65歳以上	206	37.66			65歳以上	7,577	38.16

(資料：住民基本台帳各年9月末)

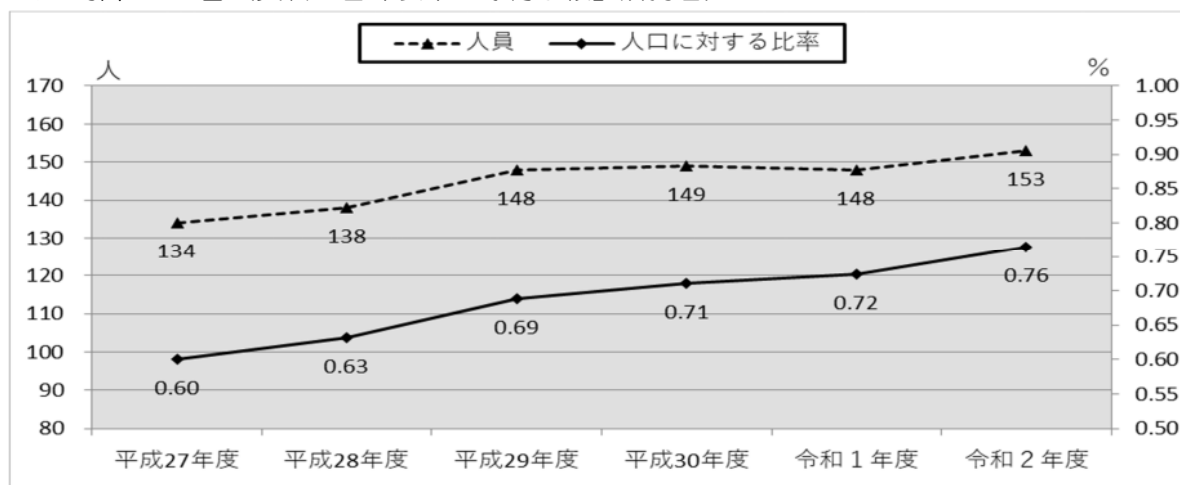
(4) 障がい者の動向

市内の障がい者数は令和2年度末現在で約 2,000 人です。人口に占める割合は 9.09%となっています。身体障がい者はわずかながら減少傾向にありますが、知的障がい者、精神障がい者については増加傾向にあります。

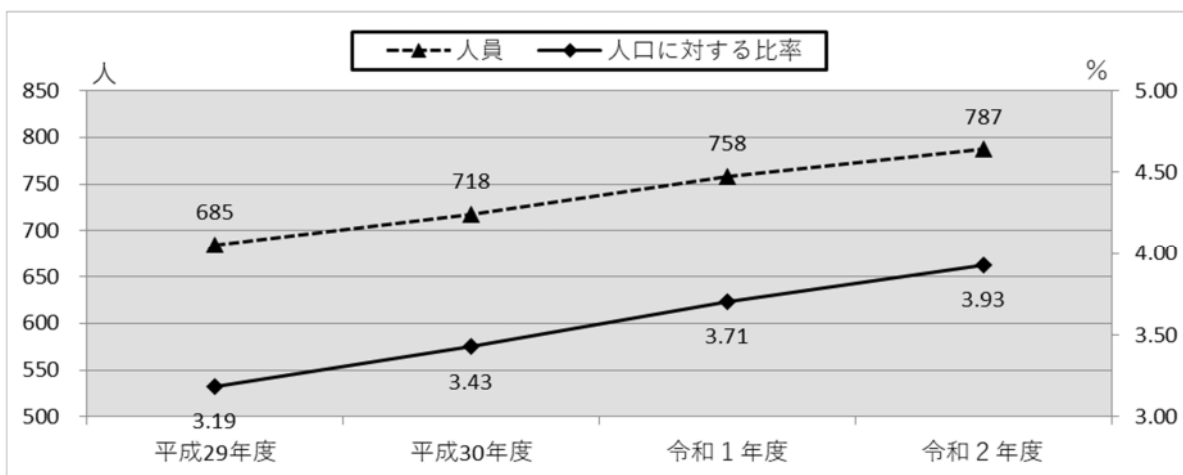
■身体障がい者（資料：各年度末「身体障がい者手帳」所持者）



■知的障がい者（資料：各年度末「療育手帳」所持者）



■精神障がい者（資料：留萌保健福祉事務所）

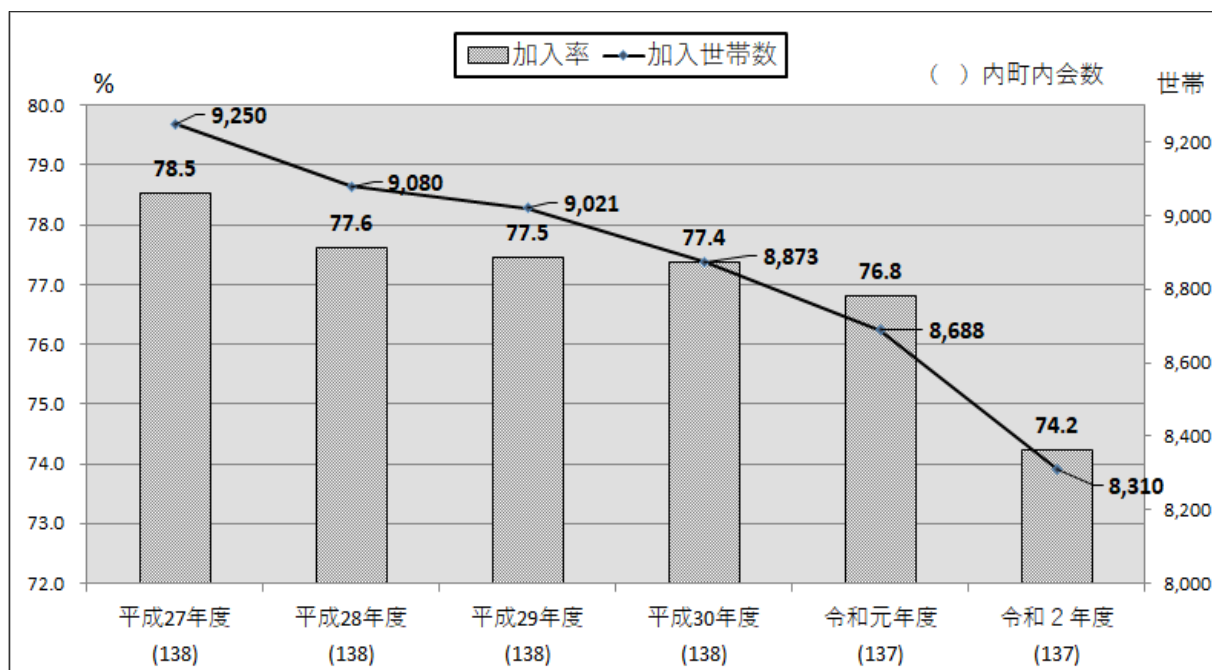


2-2 地域活動の状況

(1) 町内会の加入状況

■町内会加入世帯数

町内会の数は平成22年度からほぼ横ばいで、令和2年度には137町内会となっています。町内会加入世帯数及び加入率は減少傾向にあり、平成23年度に増加しましたが、平成24年度以降は再び減少傾向に転じています。

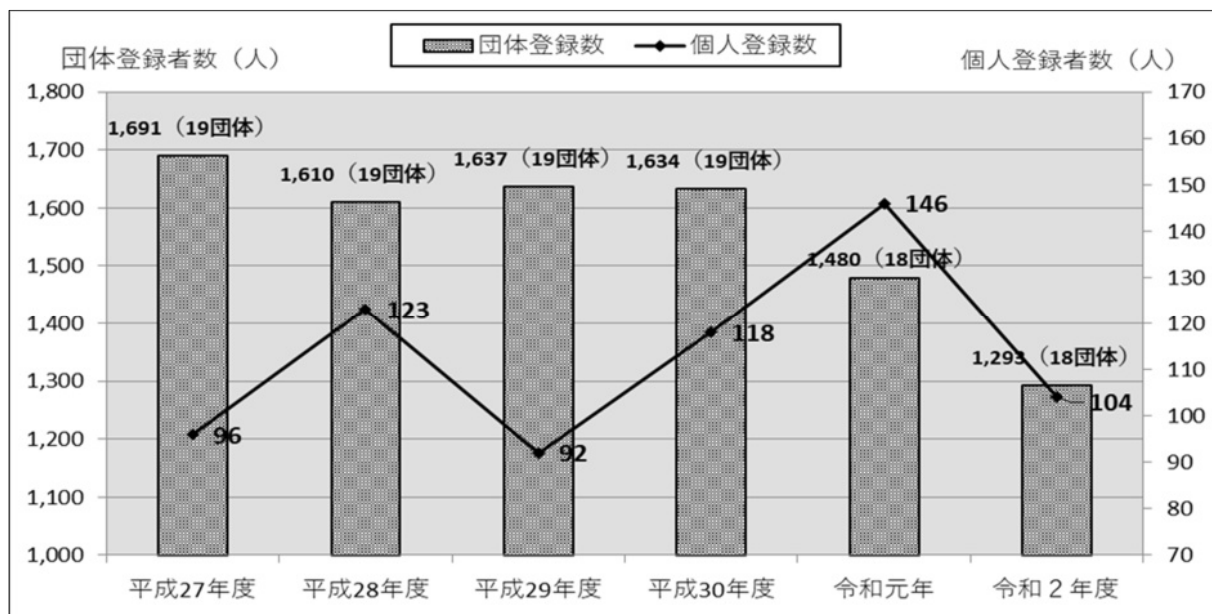


※各年度末現在（各年度統計書より）

(2) ボランティアセンター登録数

■団体・個人登録数

ボランティアセンターへの団体登録数はほぼ横ばいとなっています。また、個人登録数は毎年の増減はありますが、100人前後で推移している状況です。



※各年度4月1日現在(留萌市ボランティアセンター資料)

2-3 市民アンケート調査の結果からみた課題

○顔が見えるご近所づきあいの促進

- ・ 「あいさつをする程度」や「つきあいは、ほとんどない」の割合は7割弱で、前回調査（5年前）と比べて7ポイント強増加し、ご近所づきあいは薄れてきています。
- ・ 「あいさつをする程度」や「つきあいは、ほとんどない」と回答した人も、「（非常に）親しくつきあっている」と回答した人と同様に、ご近所や地域に対して「災害時の手助け」や「安否確認や声かけ」などの手助けを求めています。

⇒ 災害時においては、普段からの顔が見える関係づくりが不可欠であることから、転入時に町内会への加入を促すなどのきっかけづくりが重要です。

○地域助け合いの仕組みづくり

～「地域でできること」と「して欲しいこと」のマッチング～

- ・ ご近所や地域に「して欲しいこと」や「できること」は「ごみ出し」を除き、各割合ともに前回調査よりも低くなっています。
- ・ ご近所や地域に「できること」では、半数強の人が「安否確認や声かけ」をあげており、「して欲しい」ことの割合を大きく上回っています。
- ・ 地域での手助けの輪を広げるために必要なこととして、「手助けを必要としている人になりたいと思う人を結びつけるための調整の場や組織を充実する」の割合が前回調査と同様に高くなっています。

⇒ 地域の力を生かすため、両者の橋渡しをする仕組みづくりの強化が必要です。

○世代に合わせたボランティア活動や地域活動に関する情報提供の充実

- ・ 地域活動に参加していない人は全体の5割弱で、5年前よりも増加しています。
- ・ ボランティア活動や地域活動に参加していない人の半数弱が「仕事や家事などが忙しい」と回答しています。また、「（今後ボランティアや地域活動に）是非参加したい」や「機会があれば参加したい」と回答した人は3割で、前回調査よりも10ポイント以上減少しています。
- ・ ボランティア活動を活発にしていくために必要なこととして、「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」や「ボランティアに経済的な負担がかからないように交通費などの実費を支給する」などの割合が高くなっています。

⇒ ボランティア活動等の参加を促進するために、若者や子育て世帯、高齢者など世代に合わせた情報提供や参加の呼びかけの工夫も必要です。

○健康づくり活動等の地域活動の推進

- ・ 日頃の悩みや不安では「自分の健康」や「家族の健康」の割合が高くなっています。

⇒ 「健康づくり」をきっかけに地域活動を広げていくことも有効です。特に、本市では道内で唯一「健康の駅」が設置されていることから、これらの地域資源を活

用した人と人の繋がりを強化していくことも有効です。

○各年齢層に合わせた情報提供や内容の充実

- ・ 市の保健福祉に関する情報の入手先として「市の広報紙」をあげている人の割合は、40歳以上で高く、最も低い10～20歳代においても4割強となっており、各年代で活用されています。
- ・ 市の保健福祉に関する情報の入手先として、10～40歳代では「インターネット」をあげている人の割合が5割前後となっています。一方、60歳代以上では「町内会の回覧板」の割合が高くなっています。

⇒ 若年層に対してはSNS（ソーシャル・ネットワークキングサービス）を利用した情報提供、また、中高年齢層に対しては回覧版や口コミなど、それぞれに合わせた情報提供の工夫や内容の充実が必要です。

○災害時に備えた助け合い体制の強化

- ・ 地震や台風などの自然災害による人的被害が各地で報告されており、アンケート調査においても、「日頃からのあいさつ、声かけやつきあい」を重要と思う人の割合が半数弱を占めています。
- ・ 「地域における災害時に支援が必要な人の把握」や「地域での避難訓練」、「地域における援助体制の構築」など、地域の災害対応の割合は前回調査よりも低くなっています。

⇒災害に備えた地域の支援体制や啓発活動の強化が必要です。

○地域活動の様子や必要性の発信

- ・ 地域での助け合い活動の輪を広げるために必要なこととして、「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付けるための調整の場や組織を充実する」、「地域で行っている様々な活動内容について情報提供を充実する」、「地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする」などの割合が高くなっています。

⇒ 手助けを必要としている人と手助けできる人の橋渡しをするとともに、市内各地の地域福祉活動の状況や重要性を市民に分かりやすく、様々な機会を活用して伝えることが重要です。

○制度の狭間に対する対応の強化

- ・ 「老老介護」や「子どもや高齢者等への虐待」、「孤立死」などに対する関心が高くなっています。

⇒ 老老介護や孤立死、8050問題など制度の狭間の対応が求められています。

※留萌市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査の概要及び結果については、【資料編】として37ページ以降に掲載しています。

第3章 計画の基本理念・基本目標・施策の体系

3-1 基本理念

この計画は地域福祉を推進するための指針となるものであり、計画を確実に推進していくためには、目標とする将来の留萌市の姿を描き、計画を推進する上での基本的な目標や方向性を明らかにすることが必要です。

第6次留萌市総合計画（2017～2026年）では、その基本理念を「1.安全・安心なまち」、「2.充実した教育と健康のまち」、「3.活力あるまち」、「4.コンパクトなまち」として示し、その実現によって目指す都市像（基本テーマ）を「みんなでつくるまち・ひと・きぼう 次の時代へ続く留萌」として掲げ、留萌市の50年後、100年後を見据えた次の10年間のまちづくりを進めていくこととしています。

第4期留萌市地域福祉計画では、これら総合計画の4つの基本理念と基本テーマ（目指す都市像）のもと、『みんなで支え合う 安心と健康のまちづくり』を基本理念として、すべての市民が住み慣れた地域で思いやりを持ち、みんなで支え合い助け合うことにより、だれもが安心して健康で暮らせる地域づくりを目指します。



3-2 基本目標

この計画の基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げて、相互連携を図りながら具体的な施策を推進していきます。

基本目標は、地域福祉推進のキーワードとなるもので、取り組みの方向性を示すものです。

基本目標1 みんなで支え合うやさしさに満ちたまちづくり

市民一人ひとりが、身近な日々の暮らしの場である地域社会のなかで、みんながともに支え合い、安心して暮らせるやさしいまちづくりのため、地域福祉に対する意識啓発やノーマライゼーション理念の定着を図るとともに、思いやりとぬくもりの地域コミュニティの再生に向け、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員、市民活動団体、NPO、社会福祉協議会などの相互の連携や地域住民との連携協力により、お互い助け合い、支え合うことのできる、地域を支えるネットワークの仕組みづくりを目指します。

基本目標2 健康な心と体で元気に暮らせる活力あるまちづくり

生涯を通じて、心豊かで健やかな生活を送ることができるよう、市民一人ひとりのライフステージに応じた主体的な健康づくりと、個人、家庭、地域、学校、職場などが、ともに力を合わせながら、健康づくりに取り組んでいく環境づくりを目指します。

また、超高齢社会が進むなか、介護予防や認知症対策、見守りなどのサポート体制の整備が今後ますます重要な課題となってくることから、地域包括支援センターの機能強化を図り、地域包括ケアシステムの充実を目指します。

基本目標3 だれもが適切な福祉サービスを利用できるまちづくり

だれもが自分らしく生きいきと暮らしていくにあたり、身近な地域で必要としている人が必要な福祉サービスを利用できるよう、相談支援体制の充実やわかりやすい情報提供により、適切な支援や福祉サービスを提供できる体制づくりを目指します。

また、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人も、自立して生活できるよう、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実させていくことを目指します。

基本目標4 すべての市民が安全で安心して暮らせるまちづくり

すべての市民が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるように、地域ぐるみで防災意識の向上や防犯活動の推進、交通安全の意識啓発に取り組んでいくとともに、だれもが暮らしやすい生活環境を整備していくため、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域づくりを目指します。

3-3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	主な施策
みんなで支え合う 安心と健康のまちづくり	【基本目標1】 みんなで支え合う やさしさに満ちた まちづくり	≪基本施策1≫ やさしい心を育む福祉意識の啓発	(1) 地域福祉の意識啓発 (2) ノーマライゼーション理念の普及・定着
		≪基本施策2≫ 地域で互いに支え合う環境づくり	(1) 地域福祉ネットワークの体制づくり (2) 町内会と行政との協働による地域活動の推進 (3) 民生委員・児童委員活動の推進 (4) 子育て家庭が安心して子育てできる環境づくり (5) 社会福祉協議会との連携・協力
		≪基本施策3≫ 地域を支えるボランティア活動、市民活動の推進	(1) 市民活動団体の主体的なまちづくりへの支援 (2) ボランティア活動に参加する地域人材の発掘・育成 (3) ボランティアセンターとの連携強化
	【基本目標2】 健康な心と体で元気に暮らせる活力あるまちづくり	≪基本施策4≫ 生涯を通じた健康的な生活づくり	(1) 「るもい健康の駅」を拠点とした市民の健康づくりと健康増進 (2) 生活習慣の改善による健康的な生活づくり (3) 市民の健康意識や知識の向上
		≪基本施策5≫ 地域包括ケアシステムの充実	(1) 地域包括支援センターの機能充実 (2) 地域の多様な生活支援サービスの体制づくり (3) 認知症高齢者を地域で支えるサポート体制づくり
	【基本目標3】 だれもが適切な福祉サービスを利用できるまちづくり	≪基本施策6≫ きめ細やかな相談支援体制の充実	(1) 福祉に関する相談支援体制の充実 (2) 訪問相談体制の充実 (3) わかりやすい情報の提供 (4) 生活困窮者支援対策の推進
		≪基本施策7≫ 福祉サービス利用者の権利擁護の推進	(1) 権利擁護の推進 (2) 苦情相談と問題解決の仕組みの周知
	【基本目標4】 すべての市民が安全で安心して暮らせるまちづくり	≪基本施策8≫ 地域の防災、防犯、交通安全活動の推進	(1) 地域における防災意識の向上と支援体制の整備 (2) 地域が一丸となった防犯活動の推進 (3) 交通安全意識の啓発
		≪基本施策9≫ 快適に暮らせる地域の環境づくり	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (2) 冬期間の除雪問題への対応

第4章 施策の展開

【基本目標1】

みんなで支え合うやさしさに満ちたまちづくり

《基本施策1》⇒ やさしい心を育む福祉意識の啓発

【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識を持ち、自助、互助による地域福祉の重要性を理解することが必要です。

地域福祉の意識を高めるためには、地域における福祉の問題は他人の問題ではなく自身の問題という意識を持ち、それを地域住民や行政等と共有することが、地域福祉の推進へ結びついていきます。

また、福祉制度の改正に伴い、高齢者や障がいのある人の地域生活への移行促進が想定されます。

このため、ノーマライゼーション理念の定着を図り、高齢者や障がいのある人を地域のなかに受け入れ、支援する体制を整えていくことが必要です。

【施策の方針】

- 地域福祉は、制度によるサービスを利用することだけでなく、様々な生活課題について、一人ひとりの努力（自助）、ボランティアなどの支えや住民同士の相互扶助（互助）、制度化された相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする仕組みが必要であり、その重要性についての理解が図られるよう、市民の地域福祉の啓発や生涯にわたる福祉教育の推進に努めます。
- ノーマライゼーションの理念及び障がい者や認知症の方などに対する理解を地域で普及・定着させていくため、市民一人ひとりの福祉意識の向上に向けた取り組みを進めていきます。

《主な施策》

施策項目	取り組み内容
(1) 地域福祉の意識啓発	市民一人ひとりの地域福祉への理解と福祉意識の向上を図るため、地域福祉の理念や施策及び必要性について、広く周知を図り、すべての市民が福祉の担い手であるという意識を持ち、自助、互助による地域福祉の重要性について理解するよう努めます。 すべての市民が、ともに支え合って地域をつくりあげる一員であるという考えの定着を目指し、福祉意識の啓発活動に取り組みます。
(2) ノーマライゼーション理念の普及・定着	ノーマライゼーション理念の定着に向け、市民一人ひとりの認知症や障がいなどに対する理解促進や、あたたかい心で行動できる「心のバリアフリー」の普及を進めるなど、あらゆる機会を通じて福祉意識を高めていく啓発活動に努めます。

《基本施策2》⇒ 地域で互いに支え合う環境づくり

【現状と課題】

地域には様々な人々が暮らしています。地域における人間関係や助け合いの意識が希薄になっているなか、地域の福祉課題を解決するには、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員、市民活動団体、NPO、社会福祉協議会など多様な関係団体と地域住民との連携により解決することが求められています。

さらに、地域における人と人とのつながりが薄れてきたことを要因とする様々な社会問題・不安などの課題に対し、市民一人ひとりが自分のこととして捉え、お互いに助け合い、支え合う意識を高め、自発的に行動することが求められています。

こうしたなか、地域に暮らす人たちがひとり暮らしの高齢者への声かけ、児童などの登下校時の見守りなど、地域一体となった活動のほか、情報の提供や共有、啓発活動などを日常から行うことによる地域福祉ネットワークの充実を進めることが今後より一層重要となっています。

そのためには、市民の意識啓発はもとより、地域交流活動やボランティア活動等の促進のほか、民生委員・児童委員など様々な社会資源と連携し、協働して支援する体制の構築や市民が市民を支える仕組みづくりを進めていくことが必要です。

【施策の方針】

- 思いやりとぬくもりの地域コミュニティの再生に向け、町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、NPO、市民活動団体などと地域住民が日常生活において連携・協力し、お互いに助け合い、支え合うことのできる地域福祉ネットワークの構築を推進します。
- 地域福祉の基盤である町内会活動について、町内会と行政とがお互いの役割を明確にしながら、協働のもと地域活動が推進されるよう支援に努めていきます。
- 地域の福祉活動の拠点である社会福祉協議会との連携・協力体制を強化していくとともに、地域福祉のさらなる充実を図るため、社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」とこの計画を一体として推進していきます。

《主な施策》

施策項目	取り組み内容
(1) 地域福祉ネットワークの体制づくり	<p>町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、NPO、市民活動団体などと地域との連携により、子育ての支援やひとり暮らし高齢者、障がいのある人を地域で見守る体制の充実など、地域社会全体で支えていく福祉ネットワークの体制づくりを推進します。</p> <p>各分野の相談支援を担う関係機関と、地域の見守りや生活支援を担う民生委員・児童委員、事業者、行政などの連携により、それぞれが有する情報や経験を共有し、支援を必要とする方の把握や、一人ひとりのニーズにあった適切なサービスにつなげていける体制の推進を図ります。</p>
(2) 町内会と行政との協働による地域活動の推進	<p>町内会と行政とがそれぞれの役割を明確にしながら、協働・連携のもと地域活動が推進されるような支援に努めます。</p> <p>また、町内会が抱えている問題や課題には、町内会と一体となって、その解決に向けた対応に取り組みます。</p>
(3) 民生委員・児童委員活動の推進	<p>民生委員・児童委員は最も身近な相談者として、その役割と使命の重要性が高まっていることから、今後も活動内容などについて広く市民への周知を図り、日常的に地域住民が気軽に相談をすることができるよう支援していきます。</p>
(4) 子育て家庭が安心して子育てできる環境づくり	<p>地域社会全体が子育て中の保護者に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、子どもを産み育てることを喜びとして、安心していきいきと子育てが楽しめるような環境づくりを進めます。</p>
(5) 社会福祉協議会との連携・協力	<p>社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な役割として明確に位置づけられているなかで、福祉に係るニーズに対応するため、地域に密着しながら様々な事業を行っており、地域福祉活動の要として重要な役割を担っていることから、社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と本計画との整合性を図りながら、今後も継続的な相互の連携・協力により、それぞれの計画を一体的に推進していきます。</p>

《基本施策3》⇒ 地域を支えるボランティア活動、市民活動の推進

【現状と課題】

ボランティアや市民活動には、高齢者の介助や障がい者の社会参加を支援するなどを目的とした活動、特定の事業で広く参加を呼びかける活動、地域のなかにおいて地域住民として参加する地域活動など、多様な形態があります。

今日、市民や企業、NPOなどの団体等によるボランティア活動や社会貢献活動への関心が高まっており、様々な活動が展開されているなか、こうしたボランティア活動が公的な福祉サービスと相互に連動、補完しあうことにより、これまで以上に私たちの地域での暮らしが安心して豊かになるものと期待されています。

住み慣れた地域でだれもが安心して暮らすためには、地域住民や町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、NPO、市民活動団体等と行政がそれぞれの役割を果たし、連携のもと、まちづくりを推進していくことが必要です。

そのためには、今後取り組むべき地域の課題解決に向け、それを担う人材の発掘や、ボランティア団体、市民活動団体等が積極的に取り組むことができる環境づくりが必要です。

【施策の方針】

- ・ 市民活動やボランティアが市民全体に浸透・定着していくことにより、市民活動団体等が主体性を持って積極的にまちづくりに取り組んでいけるような環境づくりに努めます。
- ・ 地域福祉を担う人材の育成と資質の向上のため、ボランティア実践者の発掘・育成を計画的かつ継続的に行っていきます。
- ・ 社会福祉協議会のボランティアセンターと連携を強化し、ボランティアの登録促進、ボランティア団体間の連携や情報交換を支援します。

《主な施策》

施策項目	取り組み内容
(1) 市民活動団体の主体的なまちづくりへの支援	NPOや市民活動団体との連携を深め、団体の立ち上げや活動支援に対するニーズを把握し、市民活動団体が主体的にまちづくりに取り組むための活動支援の制度を整備していきます。
(2) ボランティア活動に参加する地域人材の発掘・育成	地域の様々な知識や経験を持つ方々やボランティア活動等に関心のある方々が、気軽に地域の福祉活動に参加できるよう、団体やボランティア活動の取り組みの紹介など情報提供を行い、一人でも多くの市民が地域社会の一員として様々な活動へ参加できるよう、行政として支援します。
(3) ボランティアセンターとの連携強化	ボランティアセンターの活用の拡大に向け、「ボランティアに参加したい人たち」と「ボランティアを必要としている人たち」の仲立ちを円滑に行えるよう、ボランティアの登録促進やボランティア団体間の連携強化や情報交換の支援を図ります。

【基本目標 2】

健康な心と体で元気に暮らせる活力あるまちづくり

《基本施策 4》⇒ 生涯を通じた健康的な生活づくり

【現状と課題】

留萌市には、豊かな食の恵み、運動・身体活動を行えるスポーツ施設、心にうるおいを与える自然環境や人々との交流を図れるサークル活動等、心身ともに健康づくりができる環境が充実しています。

しかし、健康づくりのためのアンケートを行った結果、食生活の乱れ、運動不足、悩み・心の病気など、市民に多くの健康課題があることが明らかになりました。

健康な状態を保って生涯を暮らし続けることは、だれもが望むことです。

人口の減少と超高齢社会が進んでいくなかで、市民が生涯を通じ、健康で心豊かな生活を過ごすためには、市民一人ひとりが自分の身体の状態をよく把握し、ライフステージに応じて、主体的に健康づくりに取り組んでいくことが必要です。

また、市民一人ひとりの健康づくりへの取り組みはもとより、個人、家庭、地域、学校、職場などが、ともに力を合わせて健康づくりを進めることも必要です。

留萌市では、道内唯一の「健康の駅」を拠点に、市民の健康づくりと健康増進に向けた予防医学に取り組んでいます。集団を長期にわたり観察・介入するコホート医学研究基盤を樹立し、そこに大学や企業の研究を誘致して地域の活性化を図っていますが、生涯を通じた健康づくりには、市民も自ら率先して取り組まなければなりません。

【施策の方針】

- ・ 市民一人ひとりが生涯を通して心豊かで健やかな生活を送るため、家庭や地域、さらには各関係機関・団体等と行政が連携し、市民の健康づくりを守り・支える環境整備に努めます。
- ・ 健康づくりに対する市民の意識啓発を図るとともに、市民の主体的・継続的な健康づくりを進めます。
- ・ コホート研究で得られた調査研究データを市民の健康づくり活動に十分に生かし、地域の特性に応じた新しい予防対策を提案するなど、市民自らが健康づくりに取り組む環境整備を図ります。
- ・ は一とふる、健康の駅がそれぞれの役割と機能を十分に活かしながら、市民の健康を守るため緊密な連携を図っていきます。

《主な施策》

施策項目	取り組み内容
(1) 「るもい健康の駅」を拠点とした市民の健康づくりと健康増進	<p>健康なまちづくりをリードする交流拠点である「るもい健康の駅」と「はーとふる」がそれぞれの役割と機能を十分に生かしながら、市民の健康を守るために緊密な連携を図っていきます。</p> <p>地域の健康課題解決の一助となる新しい健康サービス(産業)を創出し、地域ぐるみで健康なまちづくりを推進していきます。</p>
(2) 生活習慣の改善による健康的な生活づくり	<p>健やかな体をつくるため、生活習慣を見直し、食生活や運動、休養などの基本的な生活習慣を整え、生涯を通じた健康的な生活づくりを進めるとともに、生活習慣病の予防を第一に、病気の早期発見・早期治療に努め、重症化させないための対策を推進します。</p>
(3) 市民の健康意識や知識の向上	<p>市民一人ひとりが自発的に健康に対する意識を持ち、知識を高めていくとともに、地域活動と連携を図りながら、市民の健康意識や知識の向上を支える環境づくりに努めます。</p> <p>また、地域の「健康いきいきサポーター」との連携をより深め、自分の健康に関心を持ち、自らが健康づくりに取り組んでいくための環境整備を図っていきます。</p>

《基本施策5》⇒ 地域包括ケアシステムの充実

【現状と課題】

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」などのサービスが一体的に切れ目なく提供される体制をいいます。

地域包括支援センターでは、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいなど、サービス全体の調整（コーディネート）だけでなく、保健・医療・福祉等の関係機関の連携を積極的に推進していく役割も期待されています。

超高齢社会の進行に伴い、要介護状態や一人暮らし、身寄りが無い、認知症などの問題を抱える高齢者が増加しており、介護予防や認知症対策、見守り環境など、地域のサポート体制整備の重要性が増していることから、地域包括ケアシステムの更なる充実を図る必要があります。

【施策の方針】

- ・ 地域包括支援センターの機能の充実を図るとともに、その取り組みが市民に広く理解されるよう周知していきます。
- ・ 高齢者の在宅生活を支援するサービスの提供及び充実に努めます。
- ・ 認知症になっても地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症施策を推進していきます。

《主な施策》

施策項目	取り組み内容
(1) 地域包括支援センターの機能充実	高齢者福祉施策の中心的役割を担う地域包括支援センターの機能を充実させるため、専門職員のスキルアップを図るとともに、地域ケア会議などを通じて、保健・医療・福祉などの関係機関の連携を強化し、高齢者福祉サービスの提供体制の整備に努めます。 また、医療と介護の両方を必要とする高齢者に、医療と介護を一体的に提供するため、在宅医療と介護の連携を推進していきます。
(2) 地域の多様な生活支援サービスの体制づくり	医療、介護のサービス提供だけでなく、NPOやボランティア、民間企業等の地域の多様な生活支援サービスの体制づくりを推進していきます。
(3) 認知症高齢者を地域で支えるサポート体制づくり	認知症になっても地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症ケアパスの普及、認知症の早期発見・早期診断、認知症高齢者やその家族をサポートする仕組みの充実、認知症サポーター養成講座の開催など、認知症施策を推進していきます。

【基本目標 3】

だれもが適切な福祉サービスを利用できるまちづくり

《基本施策 6》⇒ きめ細やかな相談支援体制の充実

【現状と課題】

市民が抱える保健・福祉・医療・子育てに関する課題は多岐にわたり、子どもから高齢者までその人の抱える悩みは様々です。

このような課題に関する相談は、福祉総合相談窓口や分野別（各所管）の相談窓口のほか、地域包括支援センターや子ども発達支援センター、障がい者基幹相談支援センターやるもい生活あんしんセンターなどで対応しています。

民生委員・児童委員は、それぞれの地域のなかで市民の最も身近な相談者、支援者として積極的に活動しています。

市民が抱える課題を早期に発見し、適切に対応していくためには、相談が果たす役割は大変大きなものがあります。

今後も、だれでも気軽に相談できる身近な相談場所や状況に応じて関係する専門機関に適切につなげていく相談支援体制を強化していくとともに、市民だれもが、いつでも必要な福祉サービスの情報を公平に取得できるよう、多様な周知方法と情報提供の充実が必要です。

【施策の方針】

- 市や社会福祉協議会のほか、関係機関、各種相談員などを含めた相談体制の周知に努めるとともに、地域において保健・福祉・医療・子育てに関する様々なサービスの相談や支援がスムーズに行うことができる体制づくりを進めます。
- 地域福祉を推進する上で、福祉サービスの情報提供については、サービスを受ける人がわかりやすく、きめ細やかに伝わるよう、多様な媒体や手段により積極的な情報提供に努めます。
- 生活保護に至る前の段階の自立支援策として、生活困窮者自立支援事業の適切な実施により、生活困窮者が抱えている課題を的確に把握するとともに、関係機関との連携のもと、地域全体で生活困窮者を支援する対策の推進を図ります。

《主な施策》

施策項目	取り組み内容
(1) 福祉に関する相談支援体制の充実	高齢者や障がい者、子どもや子育てなどの様々な福祉に関する相談に適切に対応するため、既存の福祉総合相談窓口や分野別（各所管）の相談窓口、地域包括支援センターや子ども発達支援センター、障がい者基幹相談支援センターやるもい生活あんしんセンターにおいて、市民の方々が抱える悩みや問題などを的確に把握し、きめ細やかな相談対応やニーズに合った福祉サービスの提供につながるよう、相談支援体制のさらなる充実を図りつつ、ひとつの支援機関だけでは解決が困難である8050問題やダブルケア、セルフネグレクトなどといった複雑化した問題の解決に向け、多機関連携の必要性を共有し、重層的な支援が提供できる体制整備のプロセスや検討方法を整理します。
(2) 訪問相談体制の充実	支援を必要とする方の把握や、自ら相談窓口に出向いて相談ができず、適切な福祉サービスを受けることができない方の生活を支援するため、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどが連携を図りながら、自宅などに訪問し相談対応できる体制の充実を図ります。
(3) わかりやすい情報の提供	利用者にあった福祉サービスを自ら選択し利用するためには、各種福祉サービスの内容などの情報が、いつでもどこでも入手できることが必要です。各種福祉サービスの情報発信については、必要な方が必要な情報を入手できるよう、多様な媒体や手段を活用した情報提供に努めます。
(4) 生活困窮者支援対策の推進	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行されました。 同法に基づき、生活困窮者に対する相談窓口となるるもい生活あんしんセンターを設置し、専門的な知識を持つスタッフにより生活困窮者が抱えている課題を的確に把握し、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な支援に取り組むとともに、民生委員・児童委員や町内会、社会福祉協議会、ハローワークなどとの連携により、地域全体で生活困窮者を支援する対策の推進を図ります。

◆8050問題とは

「80代の親と50代の子」という意味で、高齢の親と働いていない独身の中年の子とが同居している世帯において、ひきこもりの長期化などにより本人と親が高齢化し、収入が途絶えたり、病気や介護などで支援につながらないまま孤立、困窮してしまうことです

◆ダブルケアとは

子育てと介護が同時期に発生する状態のことで、近年の晩婚化・出産年齢の高齢化を背景に、仕事と子育て、仕事と介護の両立だけでなく、子育て・介護・仕事の両立に直面する世帯が増加すると予測されています。

◆セルフネグレクトとは

「自己放任」あるいは「自己放棄」と訳されますが、明確な定義は定まっておりません。ここでは健康、生命および社会生活の維持に必要な個人衛生、住環境の衛生もしくは整備又は健康行動を放任・放棄していることとします。

《基本施策7》⇒ 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

【現状と課題】

選択又は契約による福祉サービス利用制度の導入は、利用者とサービス提供者が対等な立場が原則です。しかし、福祉サービスを必要とする人の中には、認知症や障がいなどにより必要なサービスの選択ができない人がいます。こうした判断能力が不十分な人たちの権利を守り、地域で安心して生活を送れるよう、成年後見制度や北海道社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業がありますが、市民の間では権利擁護に関する制度が十分知られているとはいえない状況にあります。

今後、超高齢社会の進行に伴い、認知症高齢者が増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されます。

これらを踏まえ、市においても、判断能力が十分でない人たちが自立して生活できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進など、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められています。

また、福祉サービスの充実にあたっては、サービスの項目や量的な充実と合わせて、サービスの質の確保が求められています。利用者自らがサービスを選択し、契約に基づいて適切に利用できるようにする提供体制の確保だけでなく、利用者の声を広く集め、利用者の意見や苦情を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善につなげていくことが重要です。

【施策の方針】

- ・ 認知症や障がいによりサービスを選択する判断能力が不十分な人も、安心してサービスを利用できるよう、成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行うとともに、権利擁護支援のネットワークの構築の推進に努めます。
- ・ 福祉サービスの質の向上や改善につなげていくため、行政や事業者などが提供する福祉サービスに対する苦情相談等について、苦情や申し立て等を行うための仕組みなどについて周知を図ります。

◆日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）とは

認知症や障がいなどで判断能力に不安のある方々が、地域において自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理のサービス、大切な書類の預かりサービス、福祉サービスの利用援助などを行うものです。

◆成年後見制度とは

認知症や障がいなどで判断能力の十分でない方々は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害に遭うおそれがあるため、成年後見人などの第三者の関与を受けることにより、このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

◆市民後見人とは

認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な立場でその方の生活の支援を行う専門職及び親族以外の市民による成年後見人のことです。

《主な施策》

施策項目	取り組み内容
(1) 権利擁護の推進	<p>認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分となり、契約や財産管理などができなくなった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための相談支援窓口となる権利擁護支援センターの設置により、成年後見制度等の権利擁護に関する相談対応及び利用支援、市民後見人の養成や活動支援などのほか、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類などの預かりを有料で実施）など、一連の権利擁護の推進を図るとともに、地域の社会資源をネットワーク化し、必要な支援を適切に利用できるよう努めます。</p>
(2) 苦情相談と問題解決の仕組みの周知	<p>福祉サービスの質の向上や改善のため、行政や事業者などが提供する福祉サービスに対する苦情相談等について、苦情の申し出がしやすい環境を整えるとともに、問題解決の仕組みや解決機関などを広く周知するよう努めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>○留萌市保健福祉苦情処理委員会（「オンブズ委員会」） 留萌市が設置する公正・中立な第三者機関。 市の保健福祉に関する市民からの苦情等の申し立てを審査するとともに、審査に基づき必要があると認める場合は、是正又は改善の措置を講ずるよう市長に申し入れをします。</p> <p>○北海道福祉サービス運営適正化委員会 北海道社会福祉協議会が設置する公正・中立な第三者機関。 施設など福祉サービスに関する相談・苦情窓口として、事業所との話し合いで解決できない場合や事業所の苦情解決体制に直接相談しにくい場合の申し立てについて、必要な助言、解決に向けた事情調査、あっせん等を行います。また、虐待や不当な行為のおそれがある場合は北海道知事に通知します。</p> </div>

【基本目標 4】

すべての市民が安全で安心して暮らせるまちづくり

≪基本施策 8 ≫⇒ 地域の防災、防犯、交通安全活動の推進

【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、市民が安全で安心して暮らせるよう、防災や防犯、交通安全の体制が整備・充実された地域であることが必要です。

現在、各町内会を中心とした自主防災組織の設置が進められていますが、災害発生時には地域における、高齢者や障がいのある人など一人では避難することが困難な人（避難行動要支援者）への支援体制の構築が課題となっています。

また、子どもや高齢者をはじめとする市民が犯罪や交通事故の被害に遭うことのないよう、市民の防犯や交通安全に対する意識を高めるとともに、地域において見守りや声かけなどにより日ごろから地域内のつながりを強め、安全な地域づくりを進めることが必要です。

【施策の方針】

- ・ 日常から緊急時・災害時に備え、避難行動要支援者への個別の避難行動計画作成、防災関係機関や町内会への同意を得た方の情報提供などの支援強化や情報伝達体制の整備、地域住民への防災意識の啓発などにより、安全で安心な地域づくりを進めます。
- ・ 関係機関との協力体制のもとで防犯・交通安全の施策の充実を図り、安心して生活できる地域づくりを進めます。

◆避難行動要支援者名簿とは

災害発生時に高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する方で、災害発生時の行動等に支援を要する方の名簿です。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に作成を義務付けられました。要支援者の情報を本人の同意を得た場合のみ、平常時から避難支援等関係者に提供することが可能となりました。

《主な施策》

施策項目	取り組み内容
(1) 地域における防災意識の向上と支援体制の整備	<p>「自主防災組織」の設置増加に向け、積極的に周知等を進め、防災意識の向上を図るとともに、地域における自主的な防災訓練を今後も側面から支援・協力していきます。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿の作成及び更新、防災関係者への名簿提供を継続していくとともに、避難行動要支援者のおかれている現況や要介護度、障害者手帳の等級などにより個別避難計画作成の優先度を定め、計画の作成を進めていきます。</p>
(2) 地域が一丸となった防犯活動の推進	<p>暴力追放・防犯都市宣言に基づき、犯罪の抑止力になるような環境づくりに努めるとともに、警察署、安全安心活動推進委員、防犯協会会員等と連携し、各種防犯活動を支援・実践していきます。</p> <p>また、継続的な防犯活動により、さらに犯罪抑止効果の高い事業実施に向けて努めていきます。</p>
(3) 交通安全意識の啓発	<p>交通事故による加害者・被害者をなくすため、各関係機関との連携により、交通安全教室など交通安全意識の啓発を進め、交通事故の減少に努めていきます。</p> <p>特に飲酒・酒気帯び運転の根絶運動を積極的に実施していきます。</p>

《基本施策9》⇒ 快適に暮らせる地域の環境づくり

【現状と課題】

高齢者や障がいのある方をはじめ、あらゆる市民が住み慣れた地域で安心して快適に暮らし、地域活動や趣味・生涯学習活動など様々な活動に積極的に参加していくためには、建物、道路、公園、公共交通機関などの施設や設備に係るバリアフリー化を図るとともに、すべての市民が不自由なく利便性を感じられるよう、ユニバーサルデザインの推進が求められています。

また、冬期間の除雪問題については、雪国で生活する私たちにとって克服しなければならない課題であり、市民との協働による効率的な除排雪や身近な地域の人たちが協力し合える体制づくりが求められています。

【施策の方針】

- ・ だれもが暮らしやすい生活環境を整備していくため、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域づくりを進めます。
- ・ コミュニティ除雪の一層の普及を図るとともに、市や社会福祉協議会の高齢者等を対象とした除雪サービス事業を継続して実施し、冬期間も安心して暮らせる環境づくりに努めます。

《主な施策》

施策項目	取り組み内容
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	高齢者や障がいのある方をはじめ、あらゆる市民が安心して快適に生活できるようバリアフリー化を図るとともに、すべての市民が不自由なく利便性を感じられるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた生活環境の整備を図ります。
(2) 冬期間の除雪問題への対応	地域・町内会との協議の場を設け、冬季の安全・安心な道路環境の確保のため、コミュニティ除雪のPRを行っていきます。 また、高齢者、障がい者及び独居老人宅周辺の除雪を支援し、冬期間の不安の解消を図ります。

◆バリアフリーとは

障がいのある人が社会生活を送る上で障壁（バリアー）となるものを除去すること。道路、建物、交通手段など物理的なものだけでなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、すべての人が自由に社会活動に参加できる社会を目指すという考え方です。

◆ユニバーサルデザインとは

すべての人が暮らしやすくなることを前提とした概念。すべての人が利用可能で使いやすいように、製品、建物、空間等を設計し、つくりあげる考え方です。

◆コミュニティ除雪とは

地域における市民との協働による除排雪の取り組み。町内会などが主体となり、自主的に市道や生活道路、雪堆積場を排雪する場合のダンプカー及び移動式融雪機無料貸し出し制度や市民除雪ボランティア、町内会独自による除雪など、地域協働により除排雪を行うことです。

第5章 計画の推進について

5-1 計画の推進

市民だれもが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らすことのできる地域福祉社会を実現するために、市民、事業者そして行政がそれぞれの分野において主体的、積極的に役割を果たしながら一体となって、総合的・長期的な視点から本計画の実現に取り組むことが重要です。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一員であり、地域福祉の担い手であることの自覚を持つことが大切です。

自分が暮らす地域へ関心を持ち、地域福祉についての理解を深めるとともに、日常的に隣近所と交流を深め、地域の行事やボランティアなどの福祉活動にも積極的に参加するなど、自らが主体的に地域の社会活動に参加することが求められています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、福祉サービスに従事する人材の育成、緊急時や災害時等の要援護者の受け入れ、福祉ボランティアの受け入れ、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他の事業者間の連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスの創出、住民の福祉への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(3) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する関係機関、団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への市民参加の機会の拡充を図るため、情報提供の充実に努めます。

5-2 社会福祉協議会との連携による事業の推進

平成12年の社会福祉法の改正において、社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中心的な団体として、明確に位置づけられました。

社会福祉協議会は、地域福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への市民参加をはじめとして、計画のそれぞれの分野で留萌市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

このことから、留萌市社会福祉協議会が策定実施している「地域福祉実践計画」と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

5-3 計画の進行管理と検証

本計画を総合的、円滑に推進していくためには、計画の実施状況等を把握するとともに、計画の効果的な推進に向けた検討を行うなど、計画の進行管理を適切に行う必要があります。第6次留萌市総合計画や関連する福祉分野の各計画の検証の中で本評価を行います。

◆留萌市社会福祉協議会の「地域福祉実践計画」との関係

留萌市社会福祉協議会は、昭和26年の発足以来、常に住民主体の立場を基本とし、地域住民や福祉関連団体、ボランティアなどの参加を得て、地域福祉の推進に積極的に取り組んでいます。

「地域福祉計画」は本市が策定する行政計画ですが、「地域福祉実践計画」は社会福祉協議会が策定する民間の行動計画であり、地域住民を主体とした地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

「地域福祉計画」と「地域福祉実践計画」は、どちらも、家庭や地域で住民がともに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指している点では同じ目的を持っています。また、住民主体の地域福祉活動に関しては重複する部分も多く、両計画の統合が必要となっています。

したがって、地域福祉のさらなる充実を図るためには、市と社会福祉協議会が相互に連携を図り、それぞれの計画を一体的に推進することが必要です。

資料編

1 第4期留萌市地域福祉計画の策定経過

(1) 策定経過

年 月	策 定 経 過
令和3年 8月	○「留萌市地域福祉計画」策定のための市民アンケート調査実施（実施期間：8月2日～8月16日）
9月	○市民アンケート調査結果分析（調査専門機関へ委託）
11月	○市民アンケート調査結果報告受理
12月	○素案作成
令和4年 2月	○第1回留萌市地域福祉計画策定庁内検討委員会 ・第4期計画素案の修正 ○第1回留萌市地域福祉計画策定委員会 ・委員長及び副委員長の選出 ・第4期計画素案について審議 ○パブリックコメントの募集 （募集期間：2月7日～2月28日） ○パブリックコメントへの意見受理なし
令和4年 3月	○第2回留萌市地域福祉計画策定庁内検討委員会 ・パブリックコメントの結果報告 ・第4期計画案についての協議 ○第2回留萌市地域福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果報告 ・第4期計画案についての審議

(2) 留萌市地域福祉計画策定委員会名簿

任期：令和4年1月25日から計画策定終了時まで

	氏 名	所 属 団 体 等
委員長	上 田 義 則	留萌市民生児童委員連絡協議会
副委員長	石 井 美 雪	社会福祉法人 留萌市社会福祉協議会
委 員	炭 谷 憲 治	留萌市ボランティア活動推進委員会
	小 関 明	留萌身体障害者福祉協会
	戸 水 正 三	留萌市手をつなぐ育成会
	柳 谷 緑	留萌市子ども発達支援センター
	渡 辺 辰 二	留萌市老人クラブ連合会
	珍 田 亮 子	留萌市赤十字奉仕団
	福 岡 雅 文	社会福祉法人 萌寿会 萌寿園
	永 井 美 幸	社会福祉法人 留萌萌幼会
	佐々木 由美子	点字を学ぶ会 あかげら

(3) 留萌市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 留萌市における地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画の策定を目的として留萌市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域福祉計画策定に関する調査及び研究
- (2) 地域福祉計画策定に関する事項
- (3) 前2項に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる15名以内の委員をもって組織する。

- (1) 福祉関係団体等
- (2) 市民関係団体等
- (3) 一般市民

2 委員の任期は、留萌市地域福祉計画の策定終了時までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員会には、別表に定める職にある者で構成する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があるときは委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴く事ができる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民健康部社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年7月22日から施行する。

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月17日から施行する。

2 留萌市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

市民の生活状況や地域福祉に関する活動状況、福祉に対するご意見等を把握し、「第4期留萌市地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）」の策定に向けた基礎資料とするものです。

(2) 調査の対象

18歳以上の市民から1,300人を町別の人口割合で無作為抽出し、実施しました。

(3) 調査期間

令和3年8月2日～8月16日

(4) 調査方法

郵送による配布・回収により実施しました。

(5) 回収結果

- ・配布数：1,300票
- ・回収数：487票／回収率37.5%
- ・有効回収数：484票／回収率37.2%

(6) 集計結果の表記方法

- ① 各グラフ中のnは、質問に対する無回答を含む集計対象の総数で割合算出の基準です。限定された設問やクロス集計等で、回答者の一部を集計したものは全体の数と異なります。
- ② 割合は、nに対する各回答数の百分率(%)です。小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位までを表記し、1人の回答者が1つの回答をする設問では、100.0%とならない場合があります。
- ③ 一人の回答者が2つ以上の回答をすることができる設問は、各選択肢の割合の合計は100.0%を超えています。
- ④ クロス集計表の表側(分類層)は、無回答を除いているため、各層の実数と集計対象総数が一致しない場合があります。
- ⑤ グラフや表の選択肢(カテゴリー)は、文字数の制約のため、簡略して表記している場合があります。

◆クロス集計とは

アンケートの設問項目について、2つの項目に注目して同時に集計する作業をクロス集計といいます。例えばある項目への回答が選択肢5つであったとすると、そのまま5つへの回答数を集計することを単純集計といい、この5つに対して性別や年代別など別な要素への回答結果も含めて集計することをクロス集計といいます。

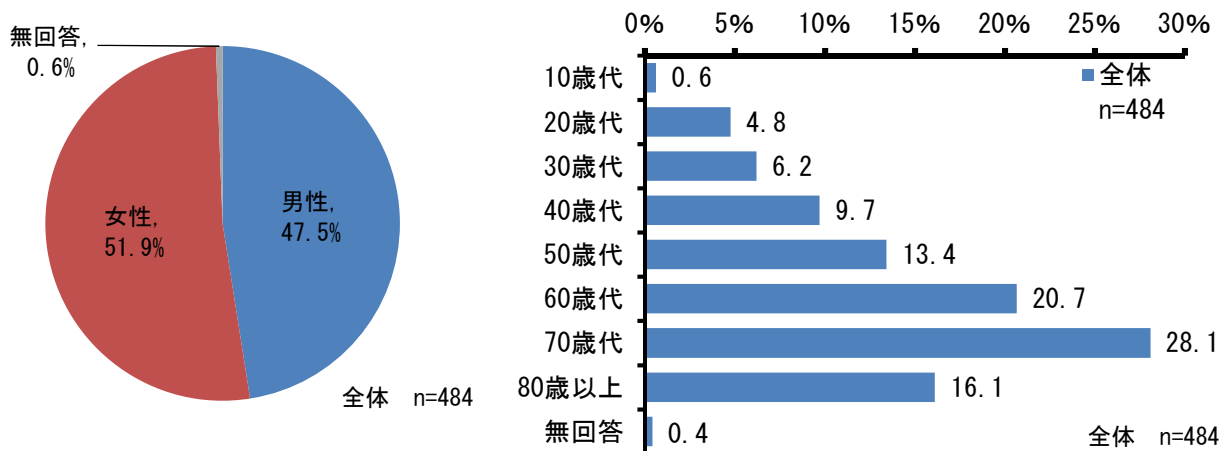
<設問ごとの集計結果>

1. 回答者や家族の状況

問1 あなたの性別は、どちらですか。(1つに○)

問2 あなたの年齢はおいくつですか。(1つに○)

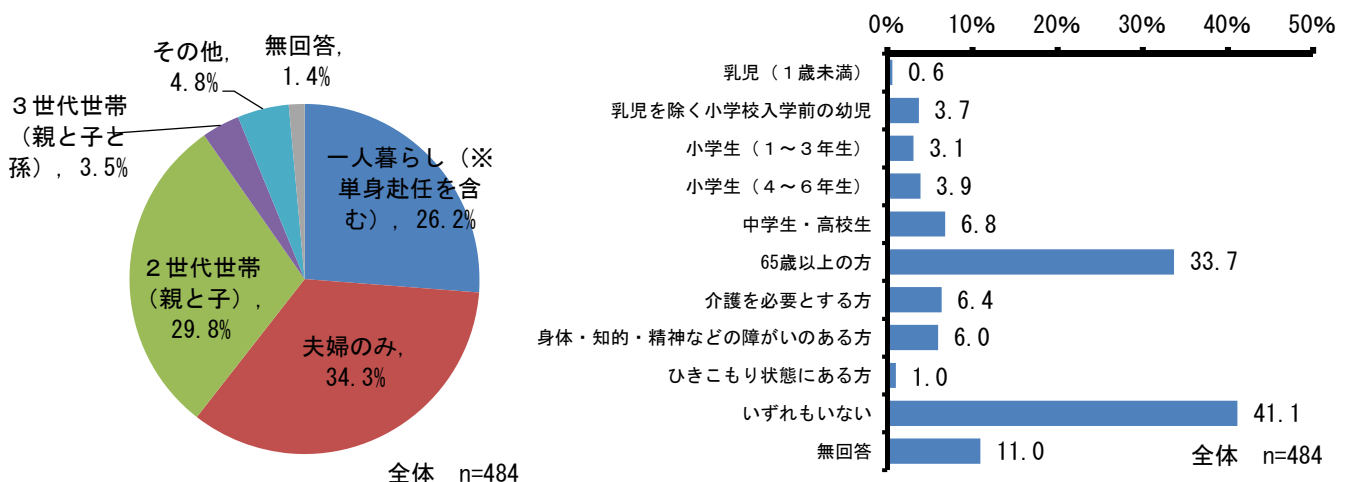
- ・「女性」の割合が51.9%、「男性」が47.5%となっています。
- ・「70歳代」の割合が28.1%と最も高く、次いで「60歳代」が20.7%、「80歳以上」が16.1%、「50歳代」が13.4%となっています。



問3 現在の家族構成についてお答えください。(1つに○)

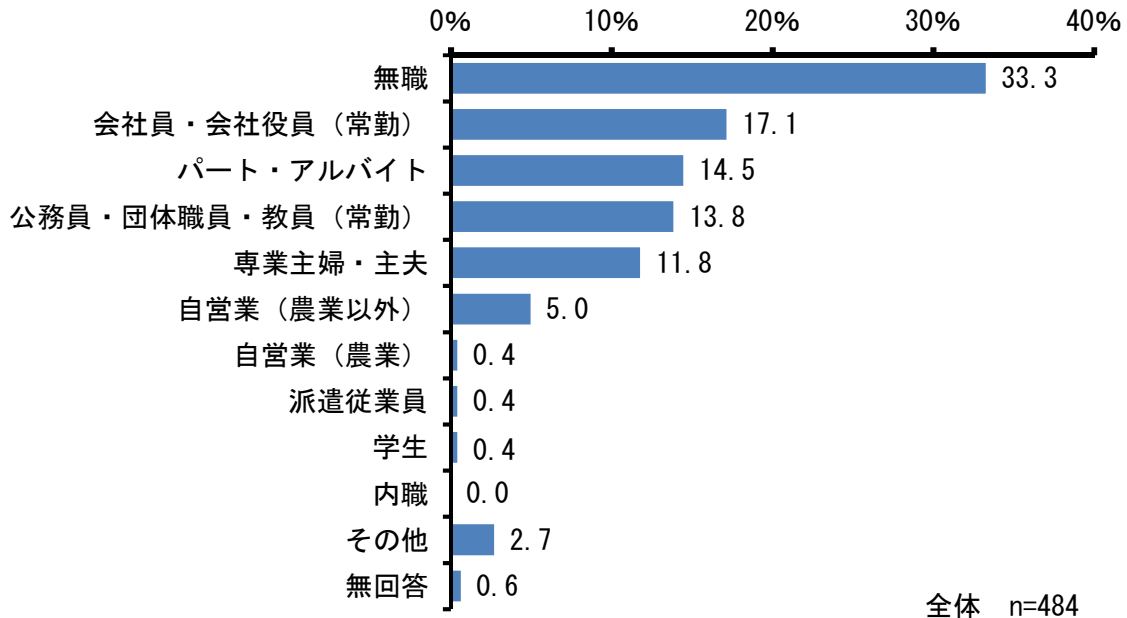
問4 現在、あなた自身、もしくはあなたが同居している家族のなかに、次の方はおりますか。(○はいくつでも)

- ・「夫婦のみ」の割合が34.3%と最も高く、次いで「2世代世帯（親と子）」が29.8%、「一人暮らし」が26.2%となっています。
- ・「いずれもない」の割合が37.7%となっています。「65歳以上の方」が37.1%、「中学生・高校生」が7.2%、「介護を必要とする方」が6.7%となっています。



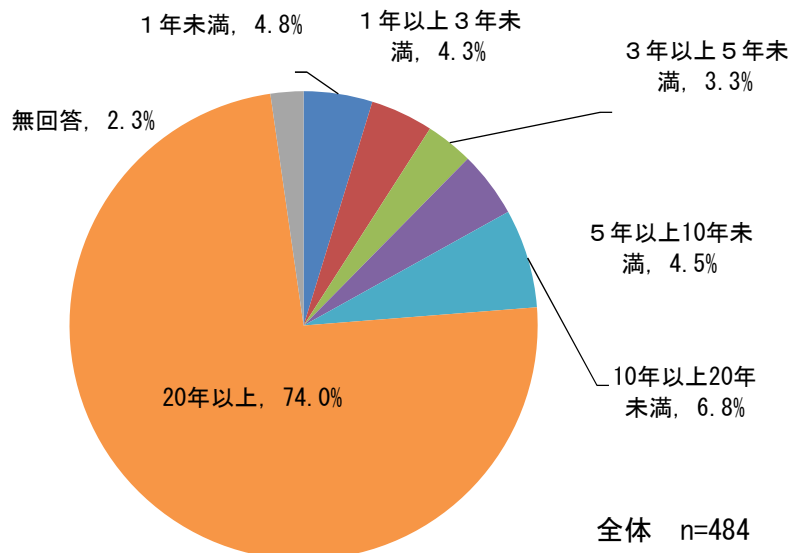
問5 あなたの職業は何ですか。兼業等の場合は主なもの1つをお答えください。(1つに○)

・「無職」の割合が33.3%と最も高く、次いで「会社員・会社役員（常勤）」が17.1%、「パート・アルバイト」が14.5%、「公務員・団体職員・教員（常勤）」が13.8%となっています。



問6 留萌市に居住して（一度離れた場合は、延べ）何年になりますか。（1つに○）

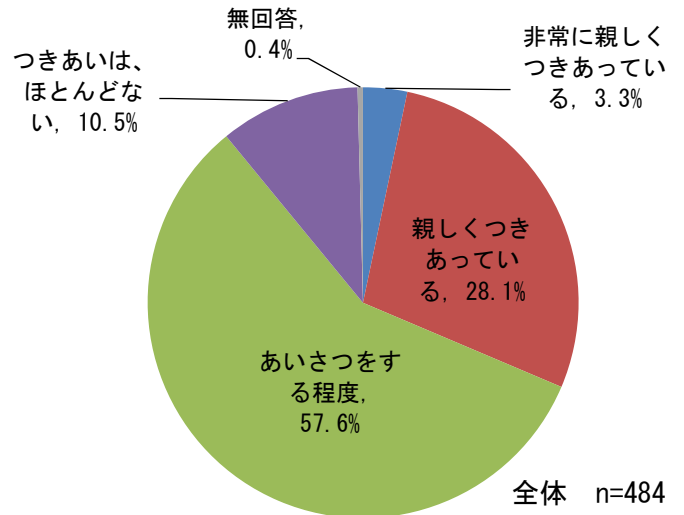
・「20年以上」の割合が74.0%と最も高く、次いで「10年以上20年未満」が6.8%、「1年未満」が4.8%、「5年以上10年未満」が4.5%となっています。



2. 地域でのつきあいやつながりについて

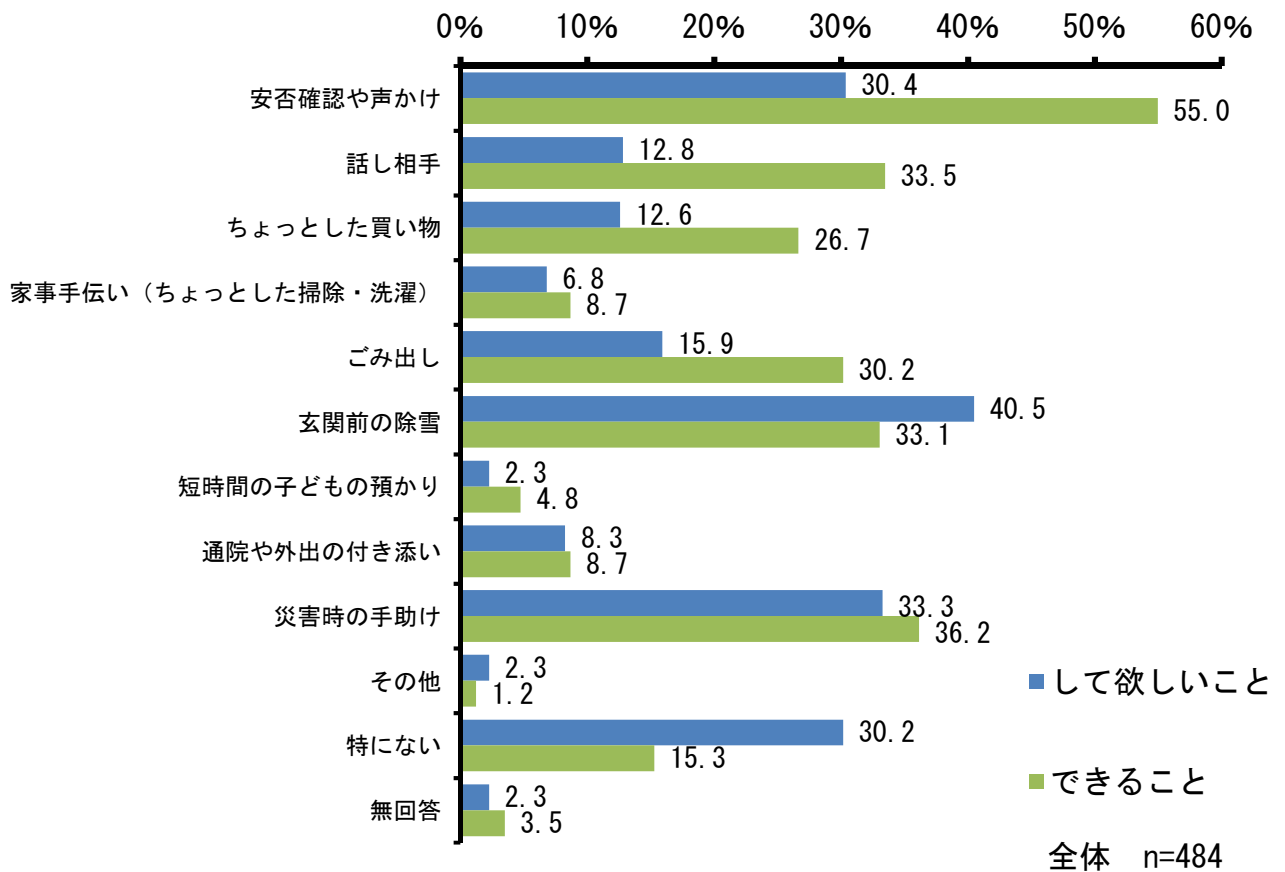
問7 あなたは、普段近所の人と、どの程度のつきあいをしていますか。(1つに○)

- 「あいさつをする程度」の割合が57.6%と最も高くなっています。「非常に親しくつきあっている」(3.3%)と「親しくつきあっている」(28.1%)を合わせた割合は31.4%となっています。一方、「つきあいは、ほとんどない」の割合は10.5%となっています。
- つきあいの程度を年齢区別にみると、年齢が高くなるほど「非常に親しくつきあっている」又は「親しくつきあっている」と回答した割合が高くなる傾向が見られます。
- 同割合を家族構成別にみると「夫婦のみ世帯」での割合が高く、「その他」の割合が低くなっています。



問8 あなたやご家族の日常生活が不自由になったとき、近所や地域に何をして欲しいですか。あなたができることは何ですか。(〇はいくつでも)

- 近所や地域にして欲しいことでは、「玄関前の除雪」の割合が40.5%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が33.3%、「安否確認や声かけ」が30.4%となっています。
- 一方、できることでは、「安否確認や声かけ」の割合が55.0%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が36.2%、「話し相手」が33.5%、「玄関前の除雪」が33.1%となっています。
- 「して欲しい」ことと「できること」を比較すると、「家事手伝い」、「短時間の子どもの預かり」、「通院や外出の付き添い」、「災害時の手助け」は同程度ですが、「安否確認や声かけ」、「話し相手」、「ちょっとした買い物」、「ごみ出し」では、「できることの」割合が高くなっています。
- 「して欲しいこと」は「特にない」が30.2%と前回調査から4.8ポイント増加しています。



○して欲しいこと

- 回答者の属性別にみると、「玄関前の除雪」は30歳代の割合が53.3%と最も高く、次いで70歳代で割合が44.1%、10・20歳代が42.3%、60歳代が41.0%となっています。また、30歳代は「話し相手」や「ちょっとした買い物」についても、いずれも23.3%と最も高い割合となっています。
- 「玄関前の除雪」を家族構成や同居家族等の状況別にみると、「一人暮らし」では47.2%、「乳児のいる世帯」では47.4%、「障がいのある方のいる世帯」では48.3%となっています。近所付き合いの程度別にみると、「非常に親しくつきあっている」と回答した方は56.3%、「親しくつきあっている」と回答した方は44.9%となっています。
- 「災害時の手助け」について家族構成や同居家族等の状況別にみると、「中学生・高校生」では45.5%、「介護を必要とする方」は41.9%、「小学生」は40.0%となっています。
- 「安否確認や声かけ」を家族構成でみると、「一人暮らし」が38.6%と最も高くなっています。年齢でみると、「40歳代」が36.2%、「70歳代」が34.6%、「50歳代」が32.3%となっています。

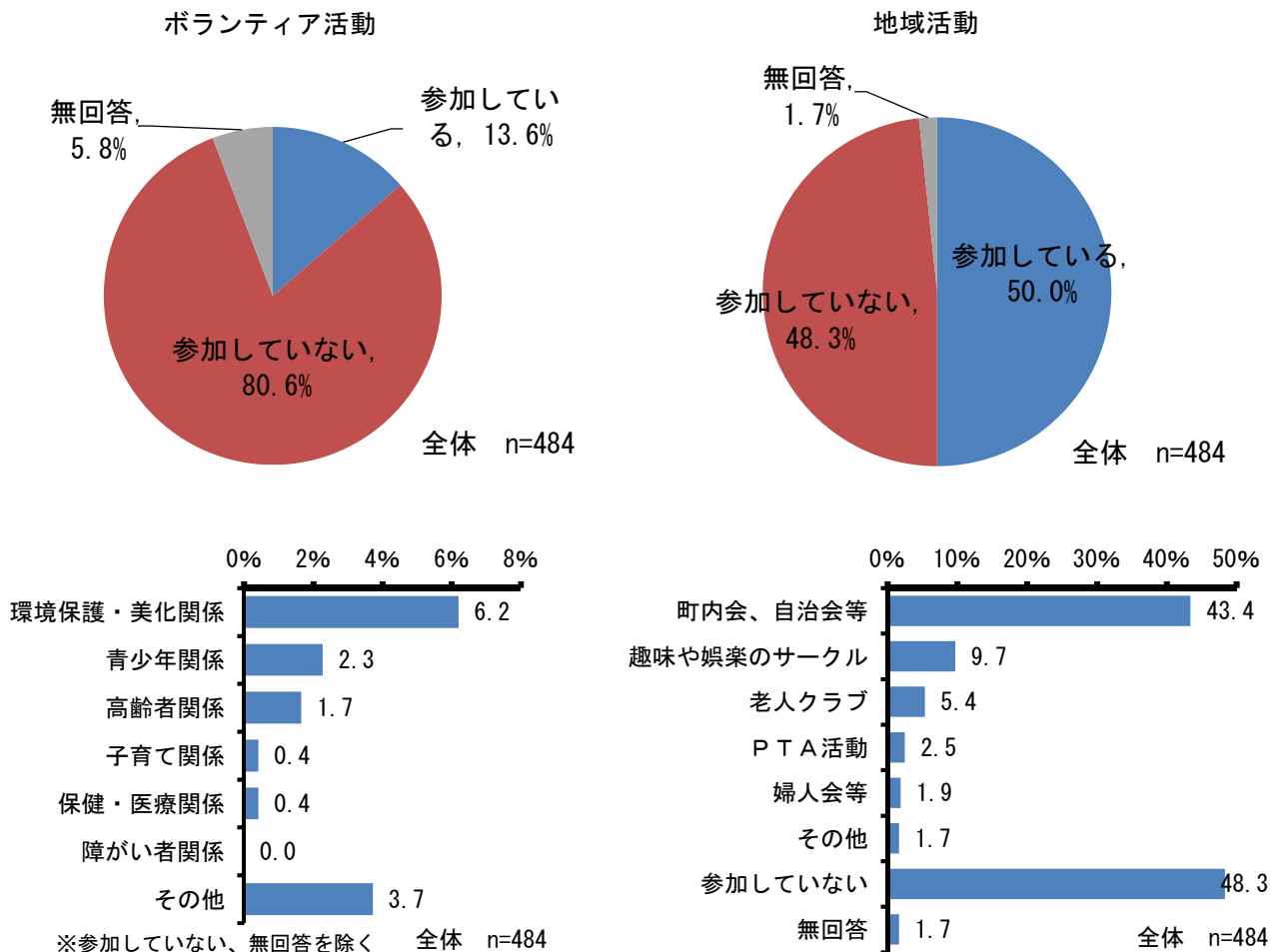
○できること

- 回答者の属性別にみると、「安否確認や声かけ」は、80歳以上を除く各年齢では50.0～70.8%と高い割合となっており、特に50歳代での割合が高くなっています。さらに男女別にみると、男性50.0%、女性60.2%と女性の割合が高くなっています。
- 一方、「特にない」と回答した割合は全体では15.3%で、年齢区分別にみると、80歳以上の割合が高いものの、年齢による大きな違いはみられませんが、男性19.6%、女性11.2%と男性の割合が高くなっています。
- 同割合を近所づきあいの程度別にみると、「非常に親しくつきあっている」や「親しくつきあっている」と回答した人では6%前後であるのに対し、「あいさつをする程度」と回答した人で17.6%、「つきあいはほとんどない」と回答した人では31.4%となっています。また、ボランティア活動や地域活動に参加していない人での割合が高くなっています。

問9 現在、ボランティア活動に参加している分野は何ですか。(〇はいくつでも)

問10 現在、地域活動等に参加していますか。(〇はいくつでも)

- ボランティア活動に「参加している」の割合は 13.6%、一方「参加していない」の割合は 80.6%となっています。また、地域活動に「参加している」の割合は 50.0%、「参加していない」の割合は 48.3%となっています。
- ボランティア活動の分野をみると、「環境保護・美化関係（自然愛護や美化運動、リサイクル運動など）」の割合が 6.2%と最も高く、「青少年関係（悩み相談や交流、地域子供会活動等による健全育成支援など）」が 2.3%、「高齢者関係（高齢者世帯への訪問活動や高齢者施設訪問交流など）」が 1.7%となっています。
- ボランティア活動に参加している割合を年齢区分別にみると、60 歳以上での割合が高くなっています。
- 地域活動の内容をみると「町内会、自治会等」の割合が 43.4%と最も高く、次いで「趣味や娯楽のサークル」が 9.7%、「老人クラブ」が 5.4%となっています。
- 地域活動に参加している割合を年齢区分別にみると、60 歳以上での参加割合が高く、30 歳未満での参加している人の割合が低くなっています。

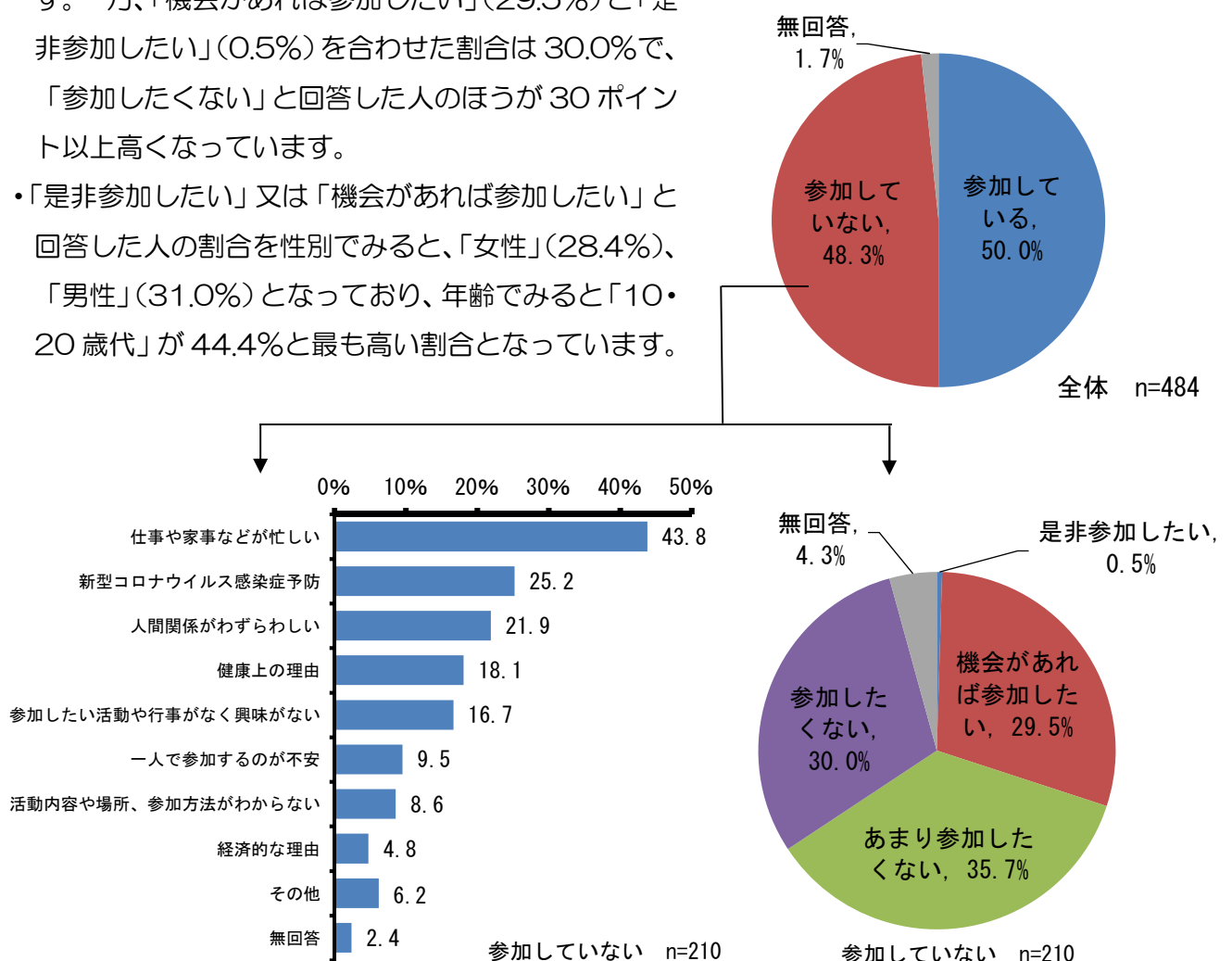


【ボランティア活動（問9）又は地域活動（問10）のいずれにも「参加していない」方に伺います。】

問11（1）現在、参加していないのは、どのような理由からですか。（〇はいくつでも）

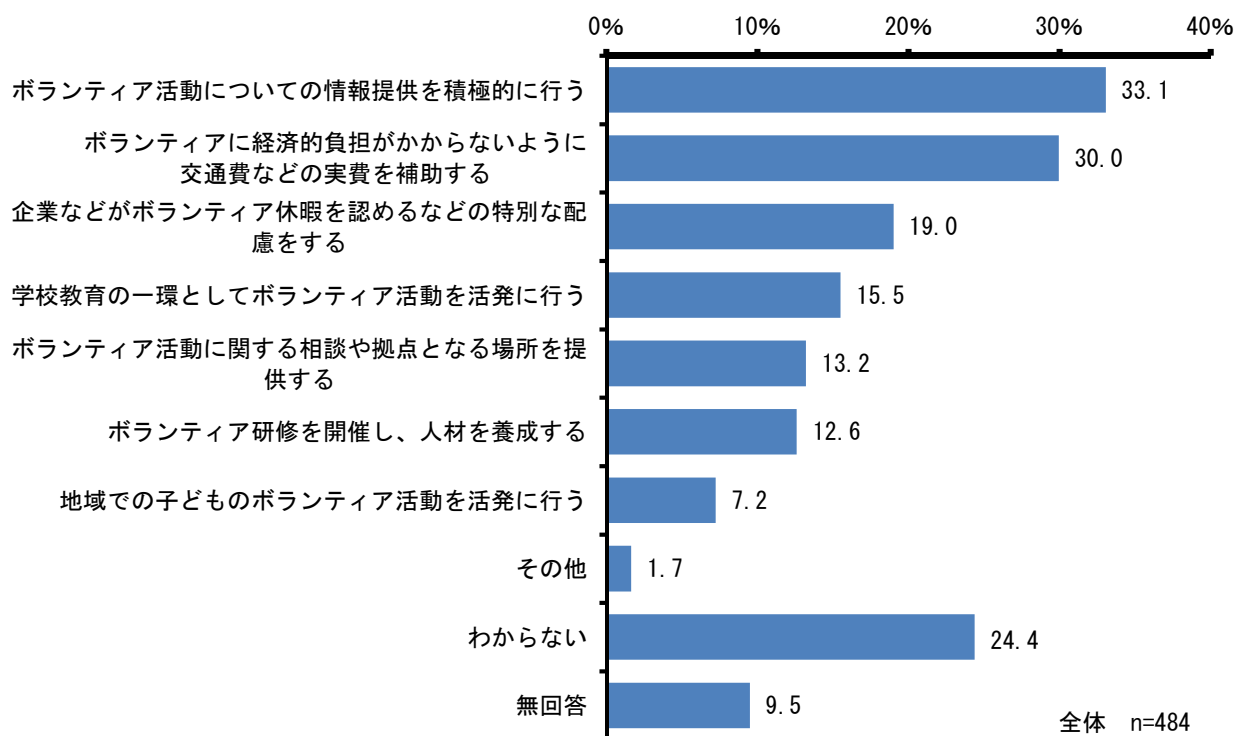
問11（2）今後、ボランティア活動や地域活動に参加したいと思いますか。（1つに〇）

- ボランティア活動、地域活動のいずれにも「参加していない」の割合は48.3%でした。
- 活動に参加していない理由は、「仕事や家事などが忙しい」の割合が43.8%と最も高く、次いで「新型コロナウイルス感染症予防」が25.2%、「人間関係がわずらわしい」が21.9%、「健康上の理由」が18.1%となっています。
- 「仕事や家事などが忙しい」と回答した人の割合を年齢区分別にみると、10～50歳代での割合が高くなっています。
- ボランティアや地域活動の参加意向をみると、「あまり参加したくない」の割合が35.7%と最も高く、「参加したくない」と合わせた「参加したくない」の割合は65.7%となっています。一方、「機会があれば参加したい」(29.5%)と「是非参加したい」(0.5%)を合わせた割合は30.0%で、「参加したくない」と回答した人のほうが30ポイント以上高くなっています。
- 「是非参加したい」又は「機会があれば参加したい」と回答した人の割合を性別でみると、「女性」(28.4%)、「男性」(31.0%)となっており、年齢でみると「10・20歳代」が44.4%と最も高い割合となっています。



問 12 ボランティア活動を活発にしていくためには何が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

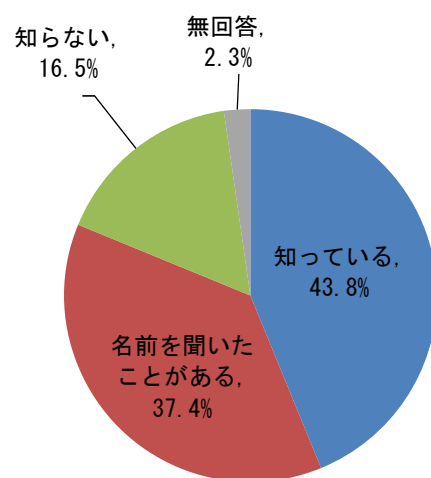
- 「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」の割合が33.1%と最も高く、次いで「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」が30.0%、「企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」が19.0%、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が15.5%となっています。
- 「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」と回答した人を性別で見ると、「男性」(34.8%)が「女性」(31.5%)よりもわずかに高くなっています。
- 同割合を年齢区分別にみると、「40歳代」で55.3%と最も高く、次いで「10・20歳代」が42.3%となっています。
- 「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」と回答した人は全体では30.0%であるのに対し、40~60歳代では40%前後となっています。
- 「わからない」の割合は24.4%で、前回調査よりも5ポイント強高くなっています。



3. 社会福祉協議会や民生委員・児童委員について

問 13 社会福祉協議会の存在や活動をご存じですか。(1つに〇)

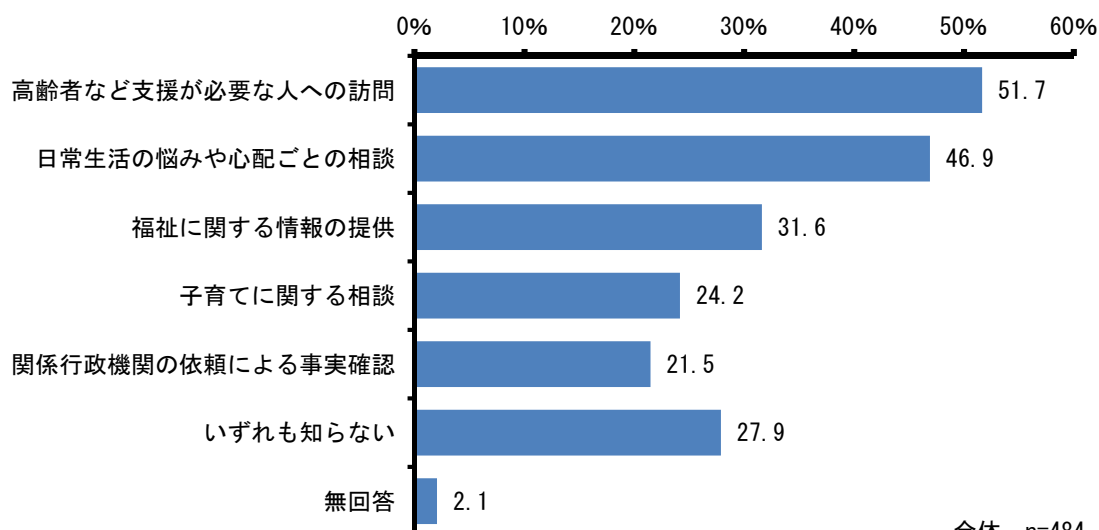
- 「知っている」の割合が43.8%、「名前を聞いたことがある」が37.4%、「知らない」が16.5%となっています。
- 「知らない」と回答した人を年齢区分別にみると、50歳以上では10%前後であるのに対し、「10・20歳代」では42.3%と高い割合です。
- ボランティア活動と地域活動の両方に参加されている方のうち、「知っている」と回答された方が74.5%となっています。



全体 n=484

問 14 民生委員・児童委員が、地域福祉に関する下記の活動を行っていることをご存じですか。(〇はいくつでも)

- 「高齢者など支援が必要な人への訪問」の割合が51.7%と最も高く、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が46.9%、「福祉に関する情報の提供」が31.6%、「子育てに関する相談」が24.2%となっています。
- 「いずれも知らない」の割合は全体では27.9%と前回調査よりも7ポイント強増加しています。性別と年齢でみると「10～30歳代・男性」が51.9%で最も高く、次いで「同・女性」で51.7%となっており、年齢が低いほど割合が高くなっています。



全体 n=484

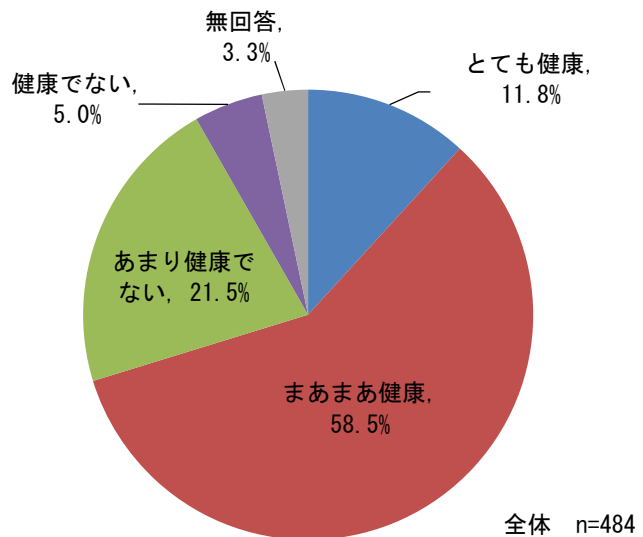
4. 健康や福祉に関する相談・情報について

問 15 あなたは、現在の自分の健康状態をどのように感じていますか。(1つに○)

•「まあまあ健康」の割合が58.5%と最も高く、「とても健康」(11.8%)を合わせると、全体の70.3%が「健康」と回答しています。一方、「あまり健康でない」が21.5%、「健康でない」が5.0%と、全体の26.5%が「(あまり)健康でない」と回答しています。

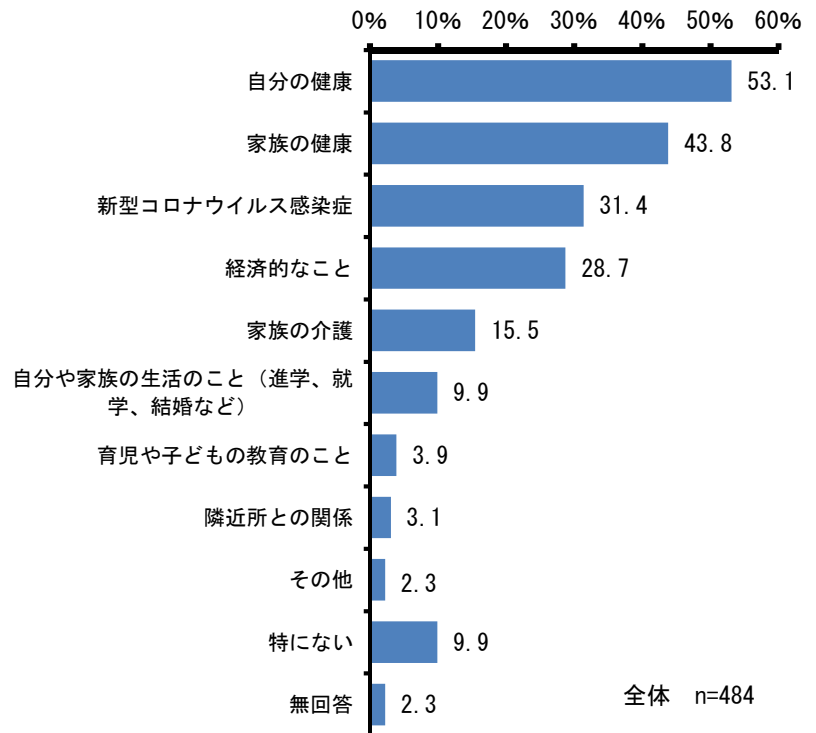
•「とても健康」又は「まあまあ健康」と回答した割合を年齢区別にみると、「10・20歳代」では100%であるのに対し、「80歳以上」では47.4%と、年齢が高くなるほど健康な割合が低くなっています。

•同割合を近所づきあいなどとの関係で見ると、「非常に親しくつきあっている」と回答した人では「とても健康」の割合が25.0%、「まあまあ健康」(43.8%)を合わせた「健康」と回答した割合は大きな違いはみられません。また、ボランティア活動や地域活動への参加の有無と関係についても、大きな違いはみられません。



問 16 あなたは、ふだんどのような悩みや不安を感じていますか。(〇は3つまで)

•「自分の健康」の割合が53.1%と最も高く、次いで「家族の健康」が43.8%、「新型コロナウイルス感染症」が31.4%、「経済的なこと」が28.7%、「家族の介護」が15.5%、「自分や家族の生活のこと」が9.9%となっています。



•「自分の健康」と回答した人の割合を年齢区別にみると、「10・20 歳代」では19.2%であるのに対し、「70 歳代」では59.6%、「80 歳以上」では80.8%と、年齢が高くなるほど割合が高くなる傾向がみられます。

•年齢区別に悩みや不安の内容をみると、「10・20 歳代」では「経済的な事」、「経済的なこと」、「新型コロナウイルス感染症」、「自分や家族の生活のこと」などの割合が高く、それぞれ25%程度となっています。30～50 歳代では「家族の健康」の割合が50%弱となっています。「60 歳代」では「自分の健康」と「家族の健康」が同程度で、70 歳以上では「家族の健康」よりも「自分の健康」の割合が高くなっています。

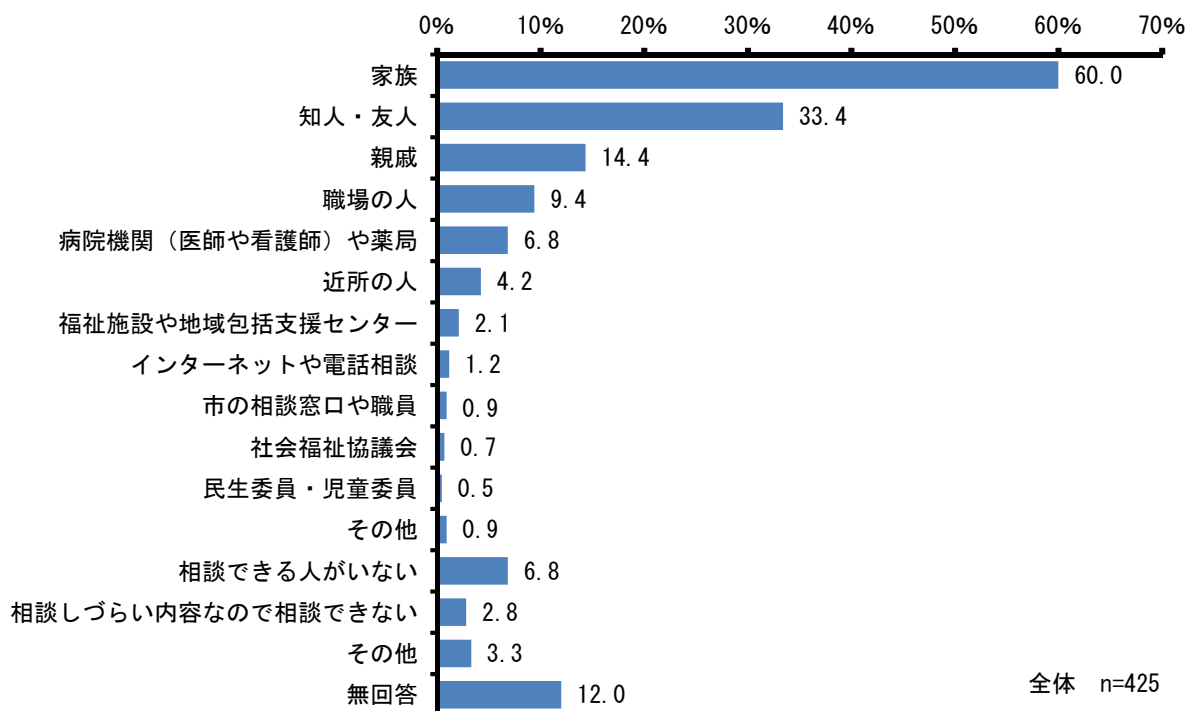
•「新型コロナウイルス感染症」について同居の家族でみると「一人暮らし」では36.2%、「65 歳以上の方のいる世帯」で31.9%、「中学生・高校生のいる世帯」では27.3%となっています。

•「経済的なこと」では「自営業」の割合が50.0%と最も高く、次いで「派遣従業員・パート・内職」で40.3%、「会社員・公務員」で31.3%となっています。

•「特にない」と回答した割合は全体では9.9%で、年齢区別にみると、最も高いのが「50 歳代」で18.5%、次いで「10・20 歳代」の15.4%となっています。さらに男女別にみると「40・50 歳代・男性」では19.0%と最も高く、次いで「10～30 歳代・男性」の14.8%となっています。また、「60 歳代・女性」のみが同じ年齢区分の男性を上回っていることから、女性よりも男性のほうが悩みや不安を感じていない割合が高くなっています。

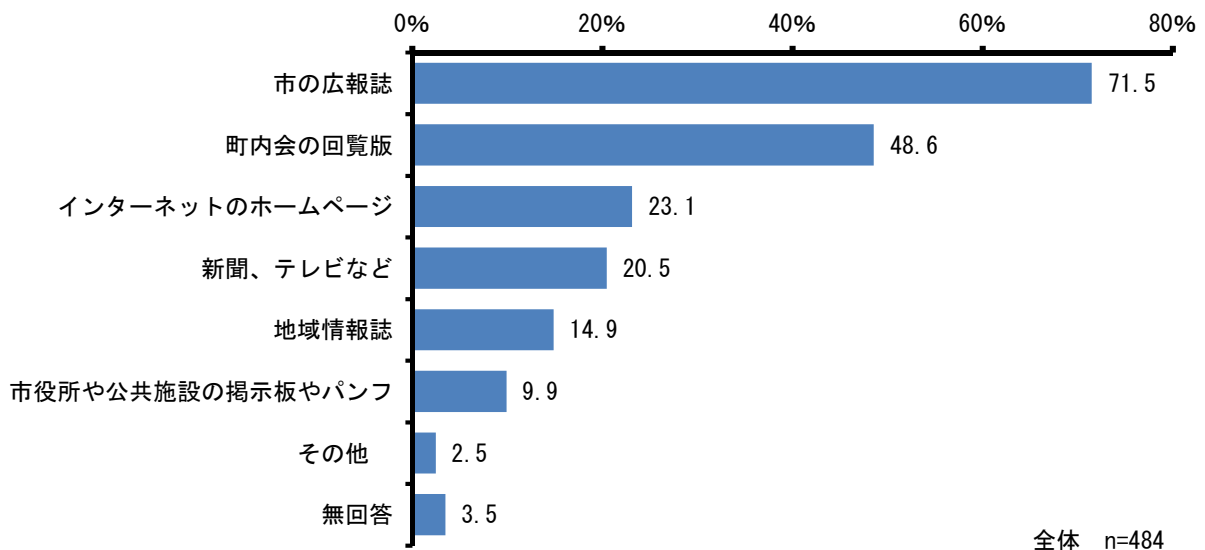
問 16 (1) 悩みや不安について、だれに相談していますか。(〇は3つまで)

- 「家族」の割合が60.0%と最も高く、次いで「知人・友人」が33.4%、「親戚」が14.4%、「職場の人」が9.4%。「病院や薬局」が6.8%となっています。
- 「相談できる人がいない」(6.8%)は前回調査から3ポイント増加しています。「相談しづらい内容なので相談できない」(2.8%)と回答した人とあわせて性別でみると、「女性」(4.5%、1.3%)よりも「男性」(9.5%、4.5%)のほうが高くなっています。家族構成では「一人暮らし」で9.1%、0.9%、「2世代世帯」で7.3%、4.1%などとなっています。
- 同割合を近所づきあいの程度別にみると、「つきあいがほとんどない」と回答した人では、「相談できる人がいない」の割合が24.4%、「相談しづらい内容なので相談できない」の割合が2.2%であり、一方、「非常に親しくつきあっている」と回答した人では、それぞれ6.7%、0%と、近所づきあいが少ない人ほど、相談できる相手がいなかったり、相談ができない割合が高くなっています。



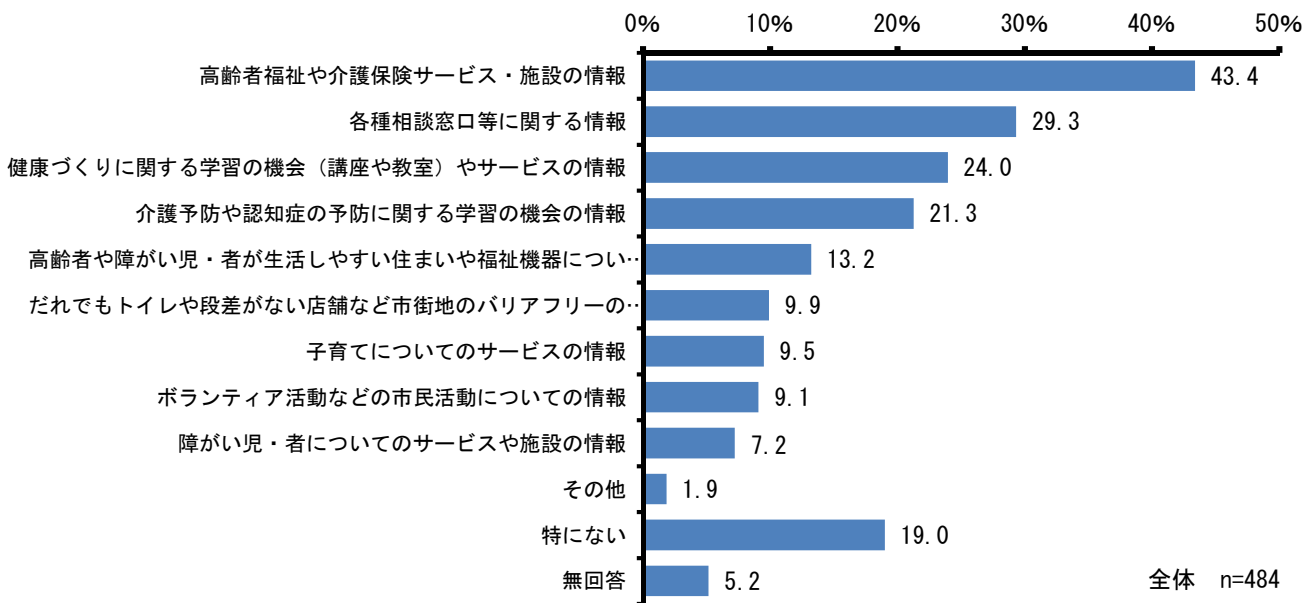
問 17 市の保健や福祉に関する情報を、どのような方法で知りたいと思いますか。(〇は3つまで)

- 「市の広報誌」の割合が71.5%と最も高く、次いで「町内会の回覧版」が48.6%、「インターネットのホームページ」が23.1%、「新聞、テレビなど」が20.5%となっています。
- 「市の広報紙」と回答した人の割合を回答者の属性別にみると、「10・20歳代」が34.6%、30歳代以上は56%から83%と非常に高くなっています。また、近所付き合いの程度との関係を見ると、「非常に親しくつきあっている」又は「親しくつきあっている」と回答した人では80%強であるのに対し、「つきあいは、ほとんどない」と回答した人では56.9%と大きな違いがみられます。なお、「つきあいは、ほとんどない」と回答した人では、「インターネットのホームページ」の割合も39.2%と比較的高いものの、「市の広報」が最も高い割合となっています。
- 「町内会の回覧板」と回答した人の割合は全体では48.6%で、60歳以上では58%前後、「50歳代」では38.5%、「30歳代」では26.7%、「10・20歳代」と「40歳代」は20%弱となっています。また、家族構成別にみると「夫婦のみ世帯」での割合が58.4%と最も高くなっています。近所づきあいの程度との関係を見ると、「非常に親しくつきあっている」又は「親しくつきあっている」と回答した人ではそれぞれ75.0%、58.1%であるのに対し、「つきあいは、ほとんどない」と回答した人では19.6%と、大きな違いがみられます。
- 「インターネットのホームページ」と回答した人の割合は、前回調査から7ポイント強増加しています。「女性」(19.1%)よりも「男性」(27.8%)のほうが高く、また、年齢区別にみると「10・20歳代」での割合が53.8%、「30歳代」が56.7%、40・50歳代が45%前後、「60歳代」では21.0%、「70歳代」では6.6%、80歳以上での利用者はいませんでした。



問 18 福祉や健康についてどのような情報が必要ですか。(〇はいくつでも)

- 「高齢者福祉や介護保険サービス・施設の情報」の割合が43.4%と最も高く、次いで「各種相談窓口などに関する情報」が29.3%、「健康づくりに関する学習の機会（講座や教室）やサービスの情報」が24.0%、「介護予防や認知症の予防に関する学習の機会の情報」が21.3%となっています。
- 年齢区分別にみると、10～30歳代では「子育てについてのサービスの情報」の割合が高く、40歳代では「高齢者福祉や介護保険サービス・施設の情報」や「各種相談窓口などに関する情報」の割合が40%前後、50歳代以上では「高齢者福祉や介護保険サービス・施設の情報」の割合が高くなっています。
- 「ボランティア活動などの市民活動についての情報」の割合は全体では9.1%で、年齢区分別にみると「40歳代」の割合が17.0%、次いで「10・20歳代」が11.5%となっています。
- 「特にない」の割合は19.0%で、前回調査と比べて5ポイント強高くなっています。



5. 災害時の助け合いについて

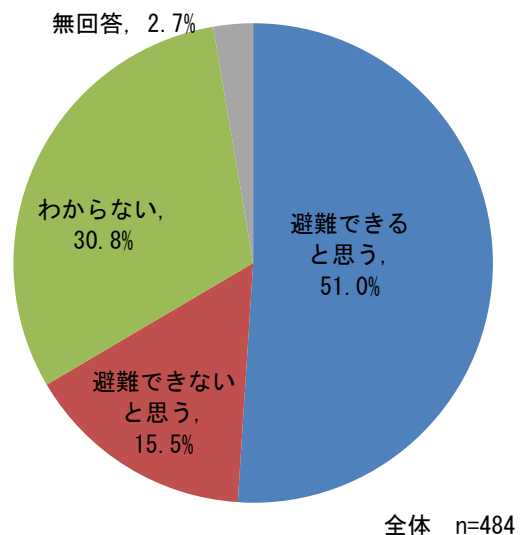
問 19 あなたは災害などの緊急事態が発生した場合、支障なく避難できると思いますか。(1つに〇)

•「避難できると思う」の割合が 51.0%と最も高く、次いで「わからない」が 30.8%、「避難できないと思う」が 15.5%となっています。

•「避難できないと思う」と回答した割合を年齢区分別にみると、「80 歳以上」での割合が 33.3%と最も高くなっています。一方、40～70 歳代ではそれぞれ 10%前後ですが、「10・20 歳代」や「30 歳代」では 20%超と高い割合です。特に「10～30 歳代・男性」では 22.2%、「10～30 歳代・女性」では 20.7%となっています。

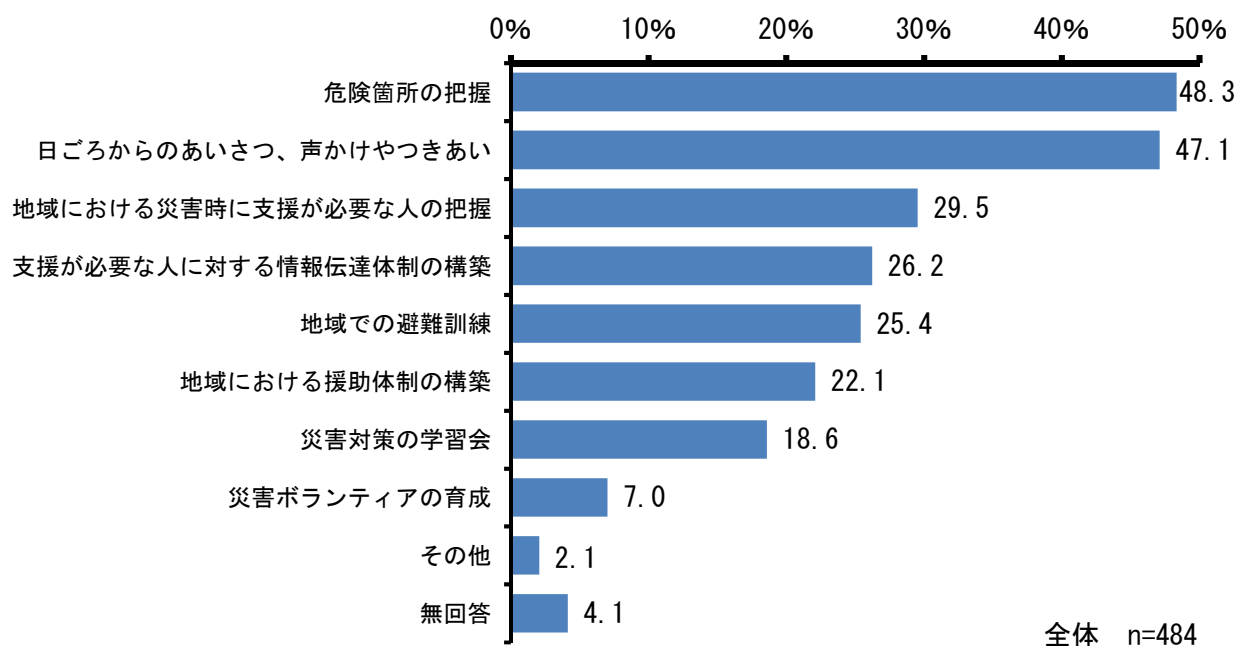
•「避難できると思う」と回答した割合を近所づきあいの程度別にみると、「非常に親しくつきあっている」と回答した人では 62.5%、「親しくつきあっている」では 61.8%、「あいさつをする程度」では 47.0%、「つきあいは、ほとんどない」では 41.2%と、近所付き合いがある人ほど高い割合となっています。

•同割合を主観的健康度の状況別にみると、「とても健康」と回答した人では 64.9%、「まあまあ健康」では 54.4%、「あまり健康ではない」では 40.4%、「健康でない」では 29.2%と、健康である人ほど高い割合となっています。



問 20 地震などの災害時における地域の助け合いは、非常に重要なことです。あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。(〇は3つまで)

- 「危険箇所の把握」の割合が48.3%と最も高く、次いで「日ごろからのあいさつ、声かけやつきあい」が47.1%、「地域における災害時に支援が必要な人の把握」が29.5%、「支援が必要な人に対する情報伝達の体制の構築」が26.2%、「地域での避難訓練」が25.4%となっています。
- 年齢区別に重要だと思うことをみると、「10・20歳代」では「危険箇所の把握」の割合が57.7%と高く、「30歳代」では同割合が53.3%、「日ごろからのあいさつ、声かけやつきあい」と「地域における災害時に支援が必要な人の把握」が43.3%となっています。「40歳代」では「危険箇所の把握」がすべての年齢において最も高い61.7%、「日ごろからのあいさつ、声かけやつきあい」が42.6%、「50歳代」では「危険箇所の把握」が49.2%、「60歳代」では「危険箇所の把握」が56.0%、「日ごろからのあいさつ、声かけやつきあい」が50.0%、70歳代以上では「日ごろからのあいさつ、声かけやつきあい」の割合が50%以上と最も高くなっています。
- 「日ごろからのあいさつ、声かけやつきあい」と回答した割合を年齢区別にみると、「70歳以上」での割合が53.7%と最も高く、「50歳代」での割合が35.4%と最も低くなっています。さらに男女別にみると、「10～30歳代・男性」での割合が29.6%、「40・50歳代・男性」での割合が34.9%と、同年齢の女性の割合51.7%と42.9%と比較すると低くなっています。



問 21 あなた自身は、災害時に、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児など隣近所に自力で避難できない人が出たとき、どう対応しますか。現時点のお考えとしてお答えください。(1つに〇)

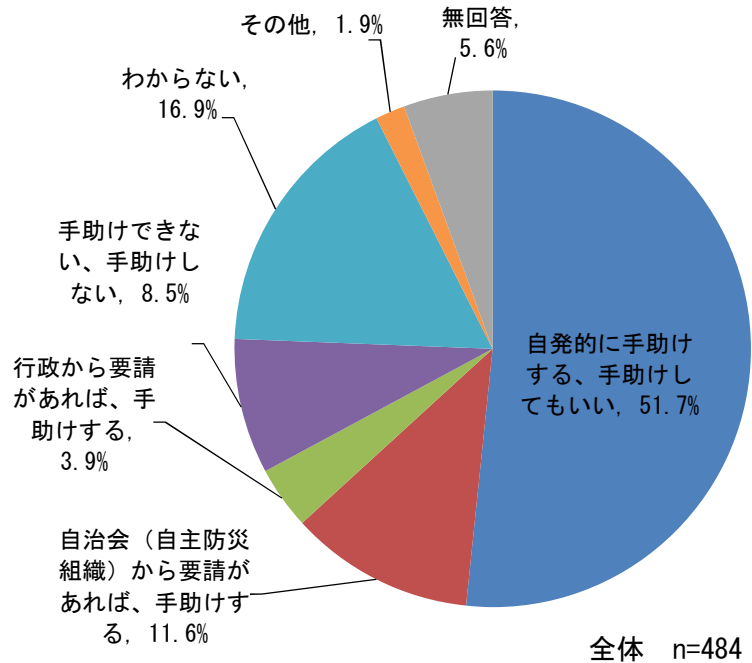
•「自発的に手助けする、手助けしてもいい」の割合が51.7%と最も高く、次いで「わからない」が16.9%、「自治会（自主防災組織）から要請があれば、手助けする」が11.6%、「手助けできない、手助けしない」が8.5%となっています。

•「自発的に手助けする、手助けしてもいい」の割合は「80歳以上」を除き5割以上となっており、なかでも「10・20歳代」は65.4%と最も高く、

「50歳代」でも60.0%となっています。さらに男女別にみると、「10～30代・女性」では69.0%、次いで「40・50歳代・男性」で63.5%と高い割合です。

•同割合を近所づきあいとの関係で見ると、「非常に親しくつきあっている」では50.0%、「親しくつきあっている」では55.1%、「あいさつをする程度」では52.0%となっており、「つきあいは、ほとんどない」でも41.2%と全体的に高い割合となっています。

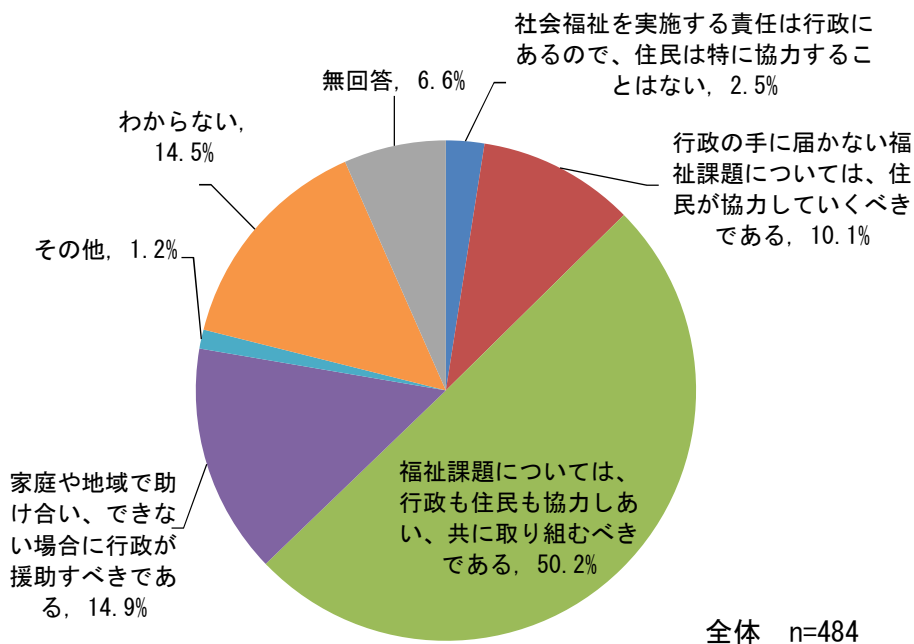
•同割合を災害・緊急時の避難の点から見ると、「避難できると思う」では61.1%、「避難できないと思う」では32.0%となっています。



6. 地域における福祉全般について

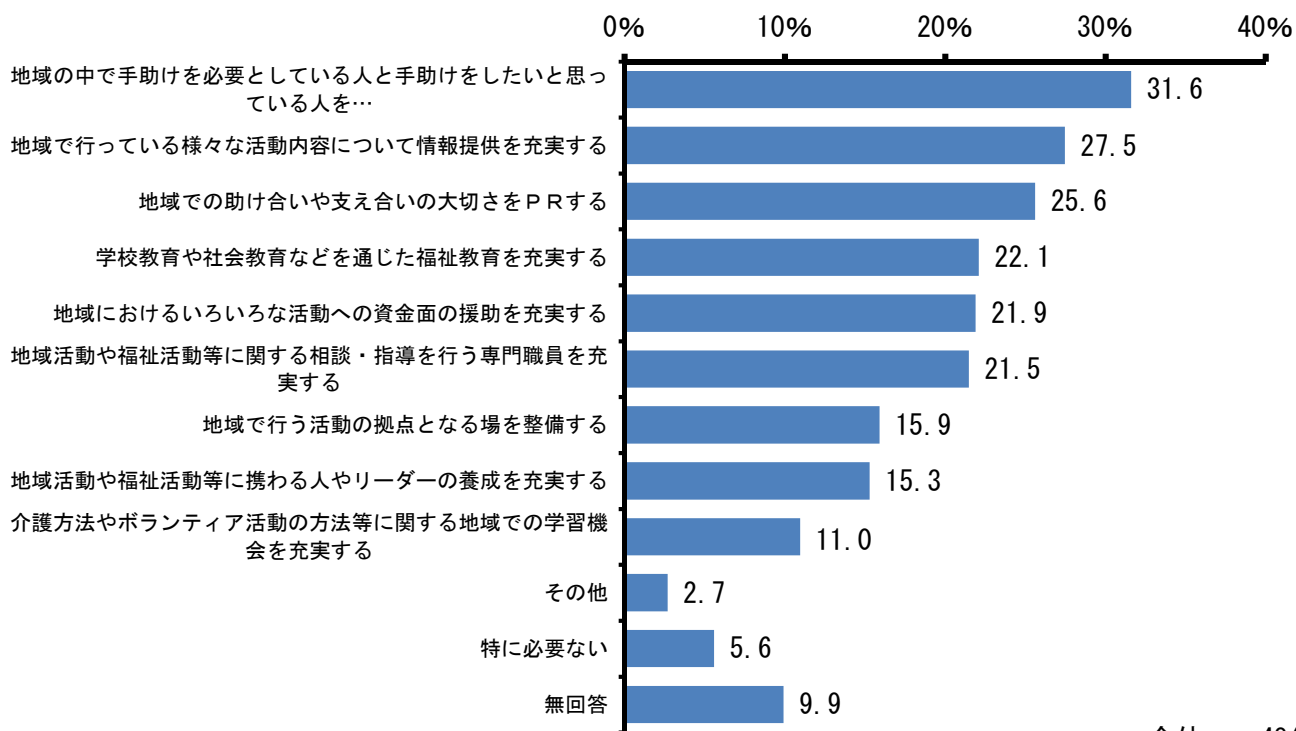
問 22 地域福祉を充実させていくうえで、行政と地域住民の関係について、あなたはどのように考えますか。(1つに〇)

- 「福祉課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」の割合が50.2%と最も高く、次いで「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである」が14.9%、「わからない」が14.5%、「行政の手に届かない福祉課題については、住民が協力していくべきである」が10.1%となっています。
- 「福祉課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」の割合を年齢区分別にみると、「80歳以上」での割合が39.7%とほかの年齢と比べて低いものの、「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである」(21.8%)よりも高い割合となっています。
- 「社会福祉を実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない」の割合は全体では2.5%で、年齢区分別にみると、「40歳代」での割合が6.4%、「60歳代」で4.0%となっています。



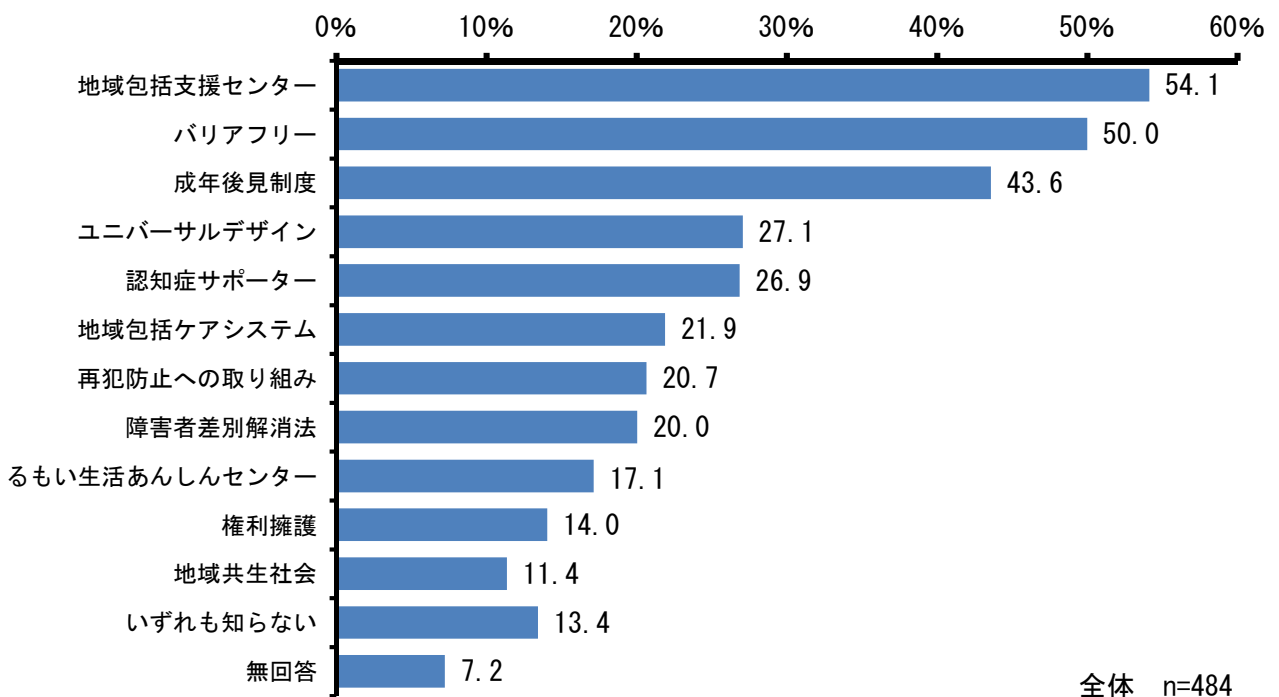
問 23 地域での助け合いや支え合いの活動の輪を広げるために、今後特にどのようなことが重要だと思いますか。(〇は3つまで)

- 「地域のなかで手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結びつけるための調整の場や組織を充実する」の割合が31.6%と最も高く、次いで「地域で行っている様々な活動内容について情報提供を充実する」が27.5%、「地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする」が25.6%、「学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を充実する」が22.1%となっています。
- 「地域のなかで手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結びつけるための調整の場や組織を充実する」と回答した人の割合を年齢区分別にみると、60歳以上では30%前後、30歳代から50歳代では40%前後であるのに対し、「10・20歳代」では15.4%と大きな差がみられます。
- 年齢別にみると、「10・20歳代」では「学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を充実する」(34.0%)の割合が最も高く、30歳代から70歳代では「地域のなかで手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結びつけるための調整の場や組織を充実する」(32.4%~40.0%)、80歳代以上では「地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする」の割合が41.0と最も高くなっています。



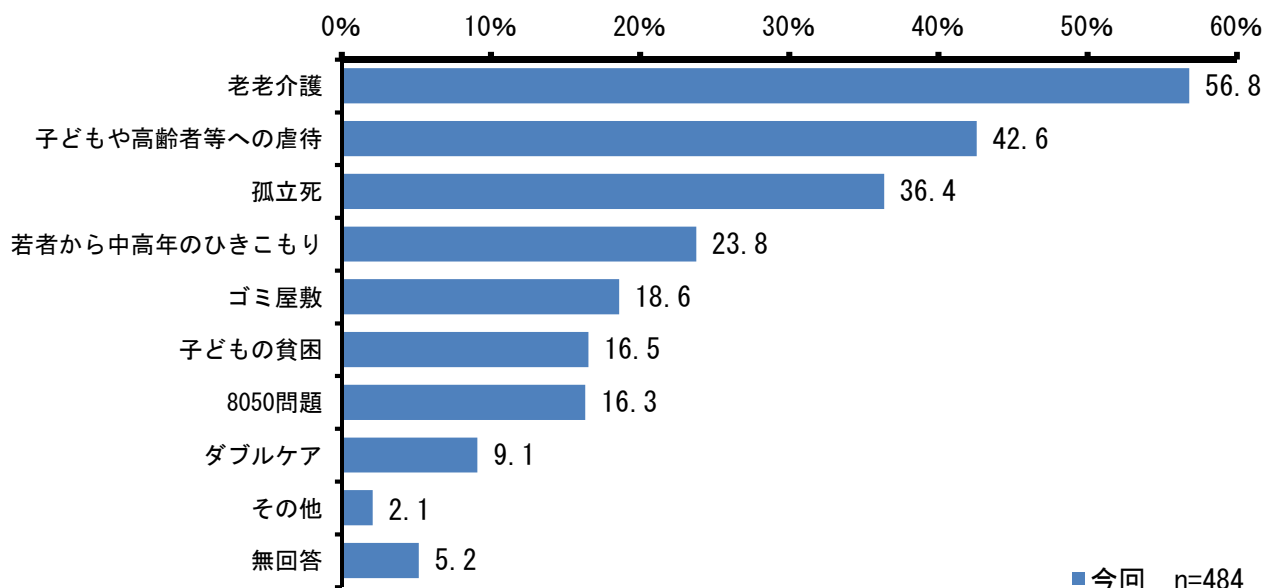
問 24 以下の福祉に関する相談機関や法制度についてご存じですか。よく知っているもの、何となく知っているものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 「地域包括支援センター」の割合が54.1%と最も高く、次いで「バリアフリー」が50.0%、「成年後見制度」が43.6%、「ユニバーサルデザイン」が27.1%となっています。また、令和3年度に開設したるもい生活あんしんセンターは17.1%となっています。
- 「地域包括支援センター」については、「50歳代」では56.9%、「60歳代」では62.0%、「70歳代」では51.5%、「80歳以上」では52.6%と50歳代以上では51~62%となっていますが、10~40歳代では、「10~20歳代」が46.2%、「30歳代」が60.0%、「40歳代」が44.7%となっています。
- 「バリアフリー」については、10~60歳代では60%前後と高い割合です。また、「成年後見制度」については、「80歳以上」では21.8%と低いものの、30~70歳代では各年齢ともに50%前後、「10・20歳代」では38.5%となっています。
- 「いずれも知らない」と回答した割合は全体では13.4%で、年齢による大きな違いはみられません。



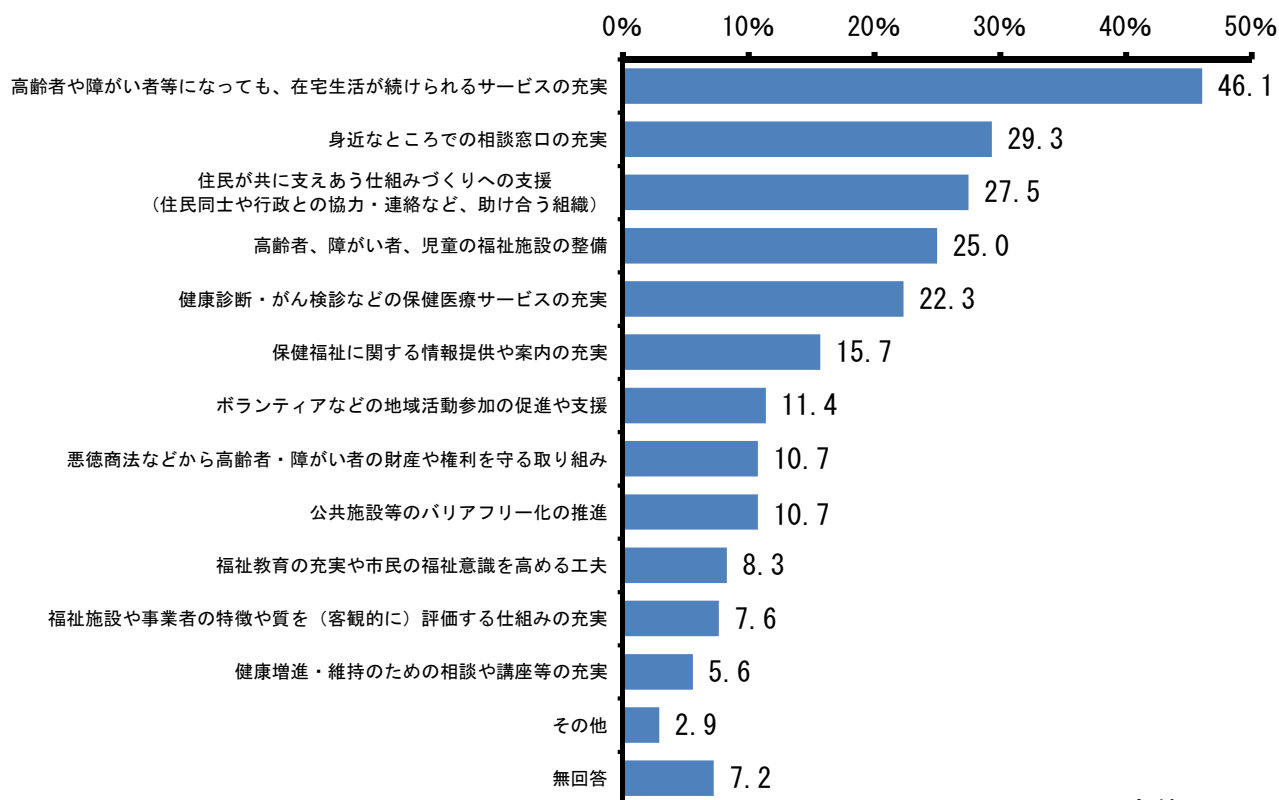
問 25 最近の地域福祉に関するニュース等で最も関心のあることは何ですか。(〇は3つまで)

- 「老老介護」の割合が56.8%と最も高く、次いで「子どもや高齢者等への虐待」が42.6%、「孤立死」が36.4%、「若者から中高年のひきこもり」が23.8%、「ゴミ屋敷」が18.6%となっています。
- 「老老介護」について年齢別にみると、「40歳代」が51.1%、「50歳代」が63.1%、「60歳代」が66.0%、「70歳代」が61.8%、「80歳以上」が50.0%となっています。
- 同割合について同居家族でみると、「介護を必要とする方」が77.4%、「65歳以上の方」が62.6%となっています。
- 「子どもや高齢者等への虐待」について年齢別にみると、「60歳代」が最も高く50.0%、次いで「70歳代」が47.8%、「40歳代」が48.9%となっています。
- 同割合について同居家族でみると、「中学生・高校生」が54.5%、「乳児」が47.4%、「65歳以上の方」が44.2%となっています。



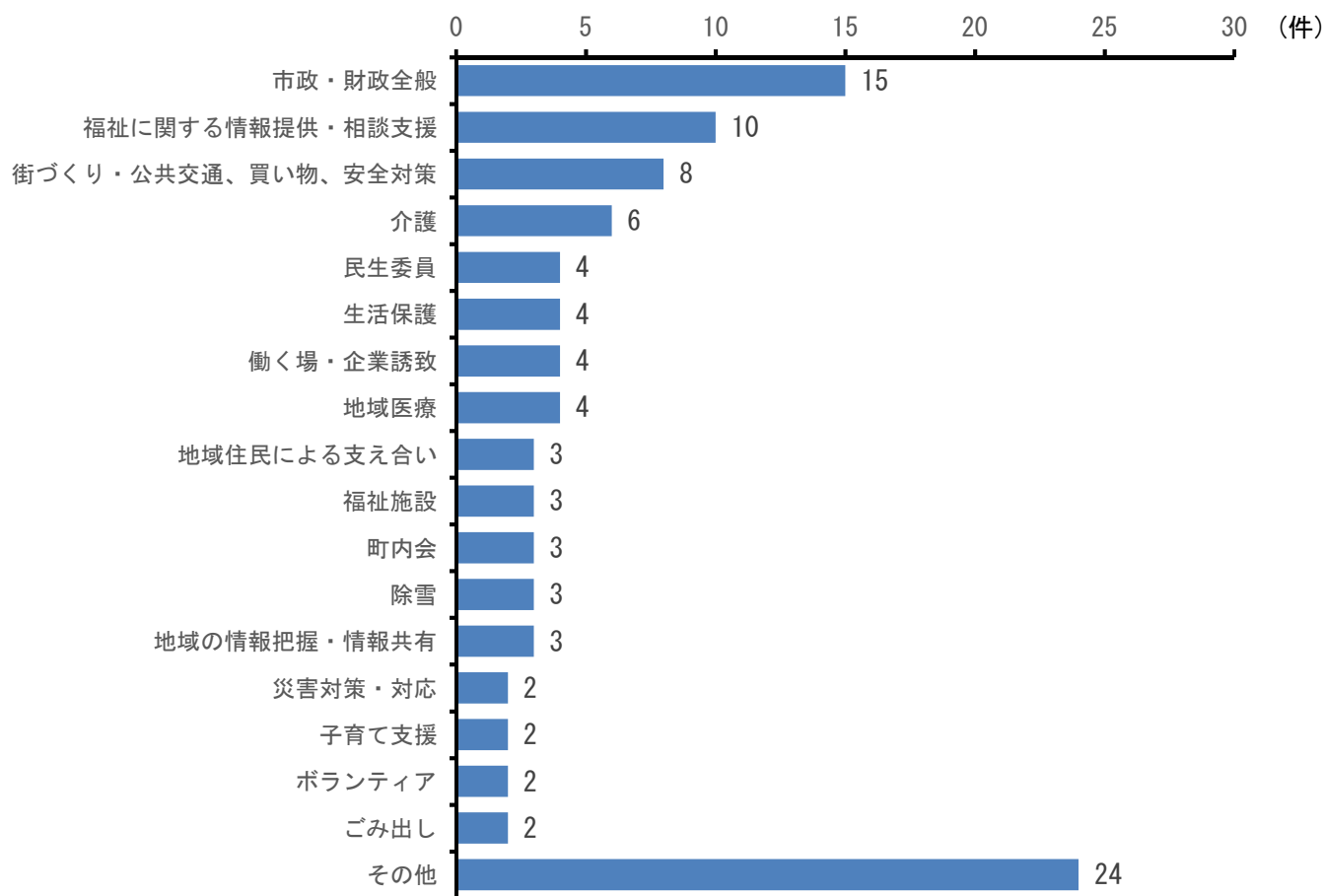
**問 26 今後、地域福祉の充実のために市が積極的に取り組むべきことは何だと思いま
すか。(〇は3つまで)**

- 「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」の割合が46.1%と最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」が29.3%、「住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」が27.5%、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備」が25.0%、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」が22.3%となっています。
- 年齢区別にみると、「10・20歳代」では「身近なところでの相談窓口の充実」と「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備」、「30歳代」では「身近なところでの相談窓口の充実」、40歳代以上では「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」の割合が高くなっています。
- 「ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援」については全体では11.4%で、年齢区別にみると、「10・20歳代」での割合が19.2%と最も高くなっています。



問 27 だれもが安心して暮らせる地域づくりについて、ご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

- 記載があったのは有効回収数全体（484 件）のうち 88 件で、全体の 18.2%でした。
- 記載内容をみると、「市政・財政全般」に関するものが 13 件、「地域の支え合い、地域交流・多世代交流、集いの場・コミセン」と「福祉に関する情報提供・相談支援」に関するものがそれぞれ 11 件、「住まい・福祉施設」に関するものが 10 件となっています。



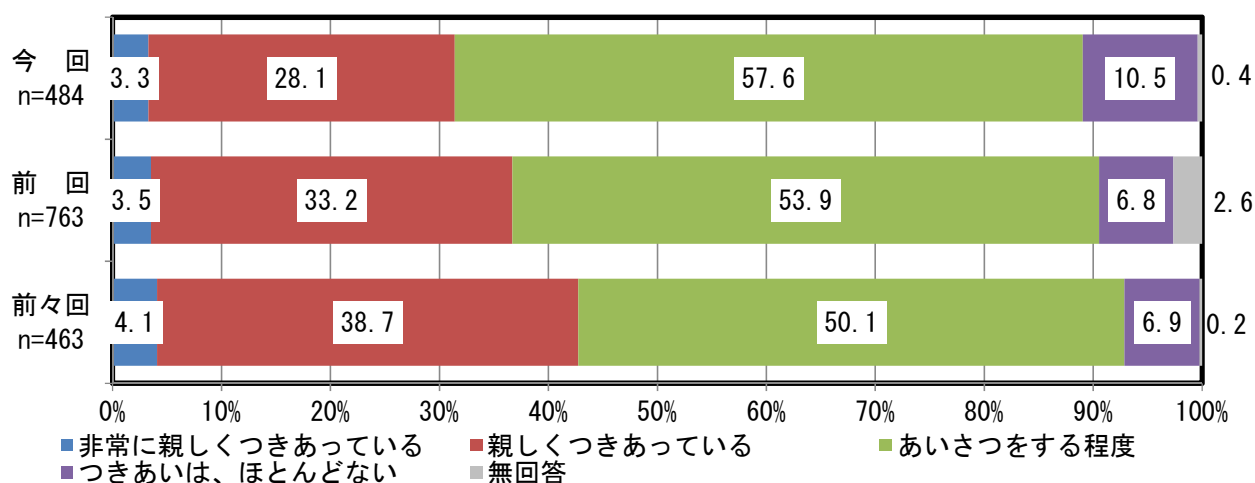
※ 1 件（人）の意見が複数の分野や項目に関連する場合がありますため、グラフの件数の合計は 88 件と異なります。

経年変化（前回調査との比較）

（１）地域でのつきあいやつながりについて

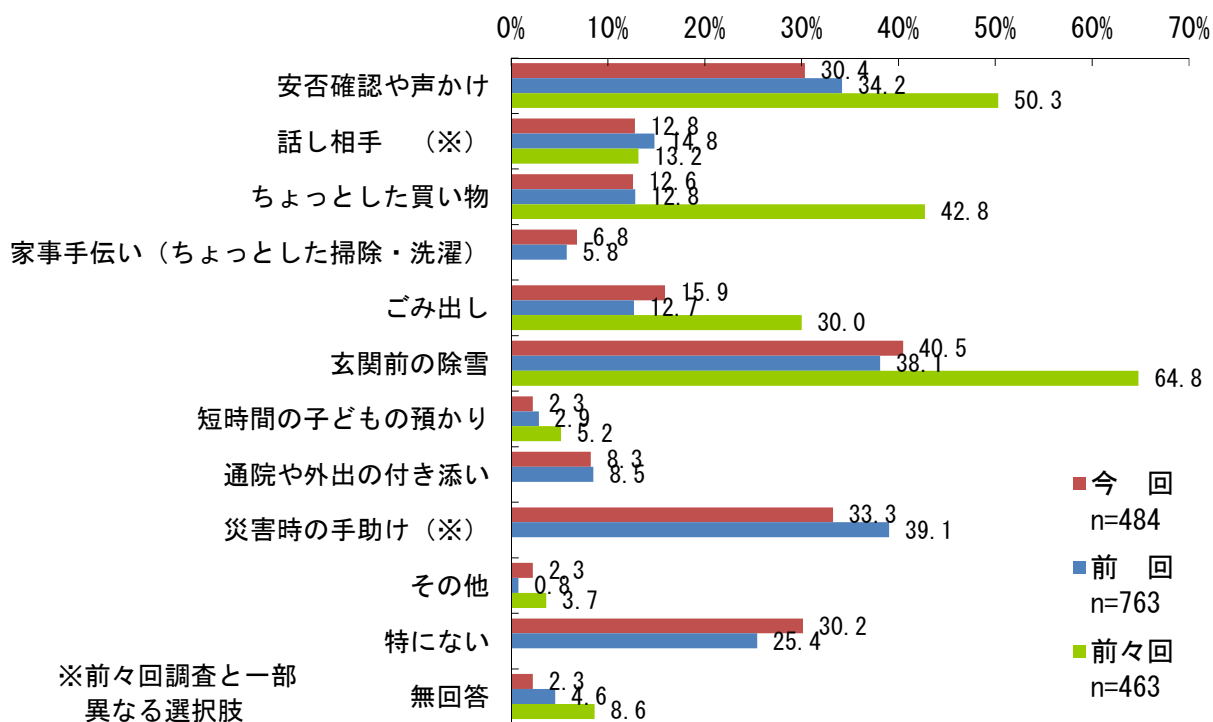
- ・近所づきあいの程度について、前回調査、前々回調査と比較すると、「非常に親しくつきあっている」や「親しくつきあっている」の割合が減少し、「あいさつをする程度」や「つきあいは、ほとんどない」の割合が増加しています。

■近所づきあいの程度



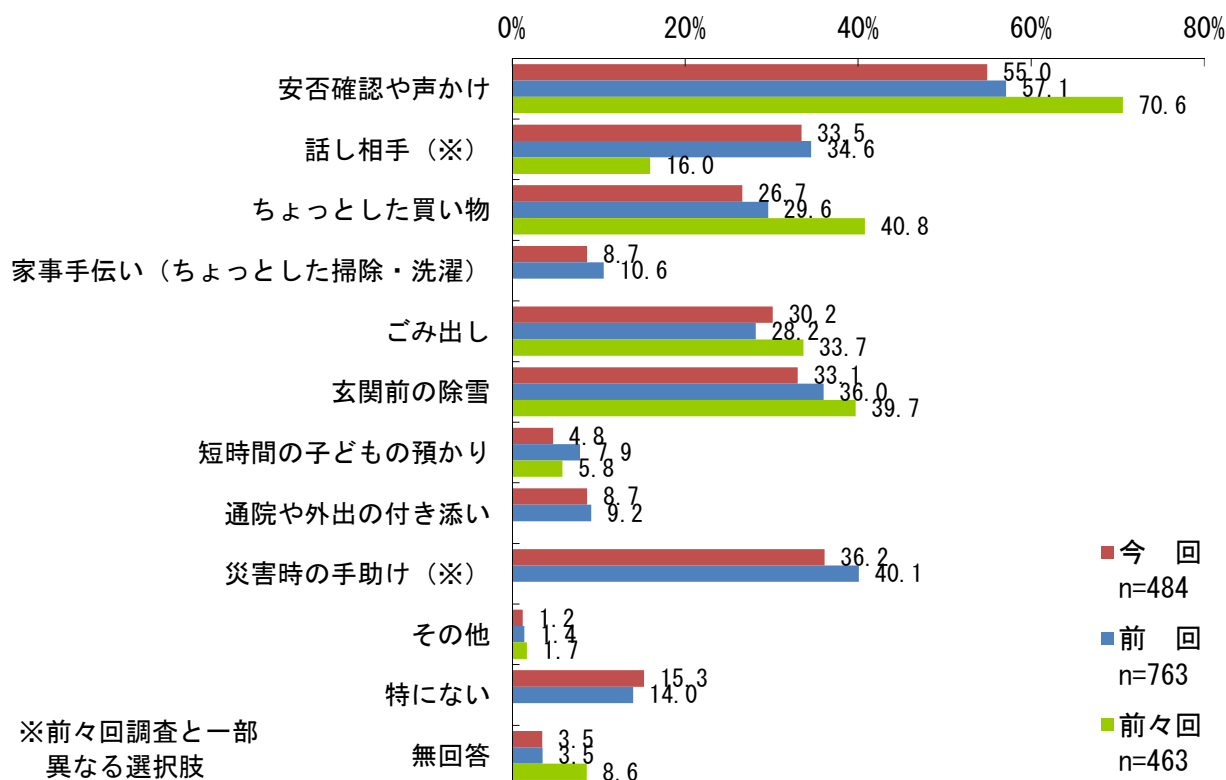
- ・地域にして欲しいことをみると、「ごみ出し」や「玄関前の除雪」の割合が増加しています。

■地域にして欲しいこと



- 地域でできることをみると、「ごみ出し」の割合が増加していますが、それ以外の項目は減少しています。

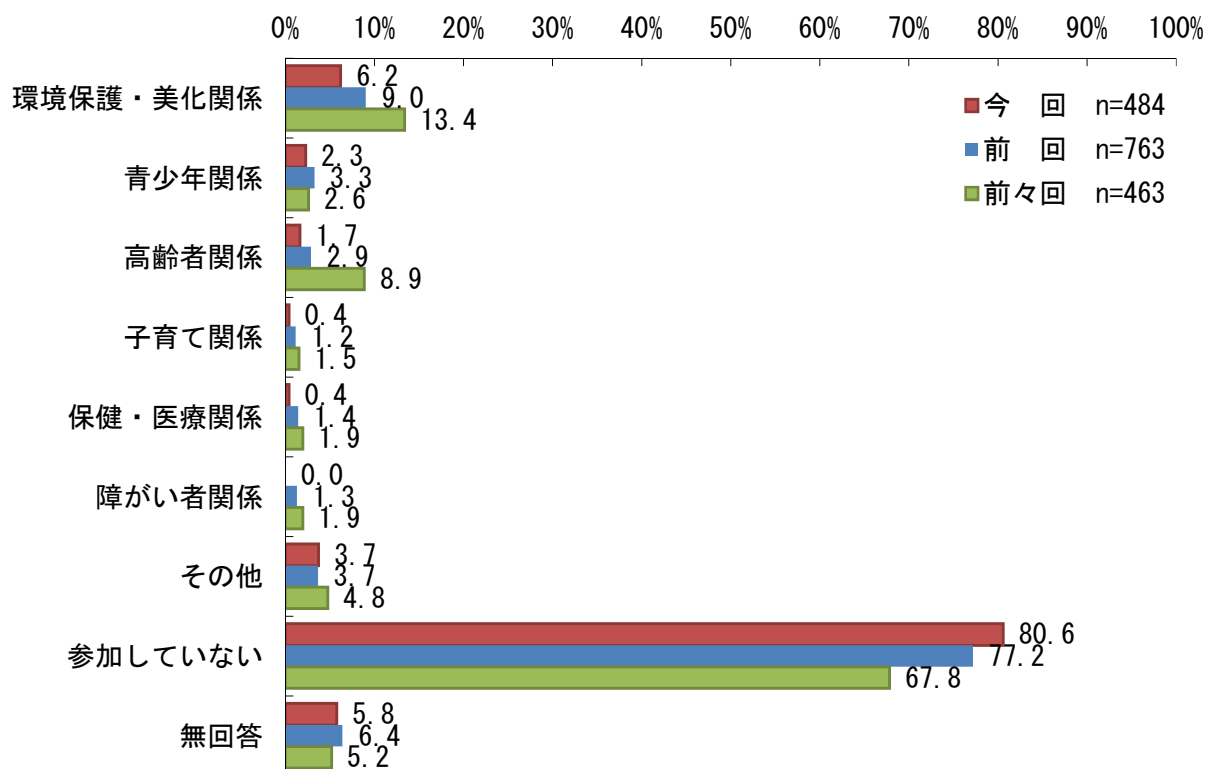
■ 地域でできること



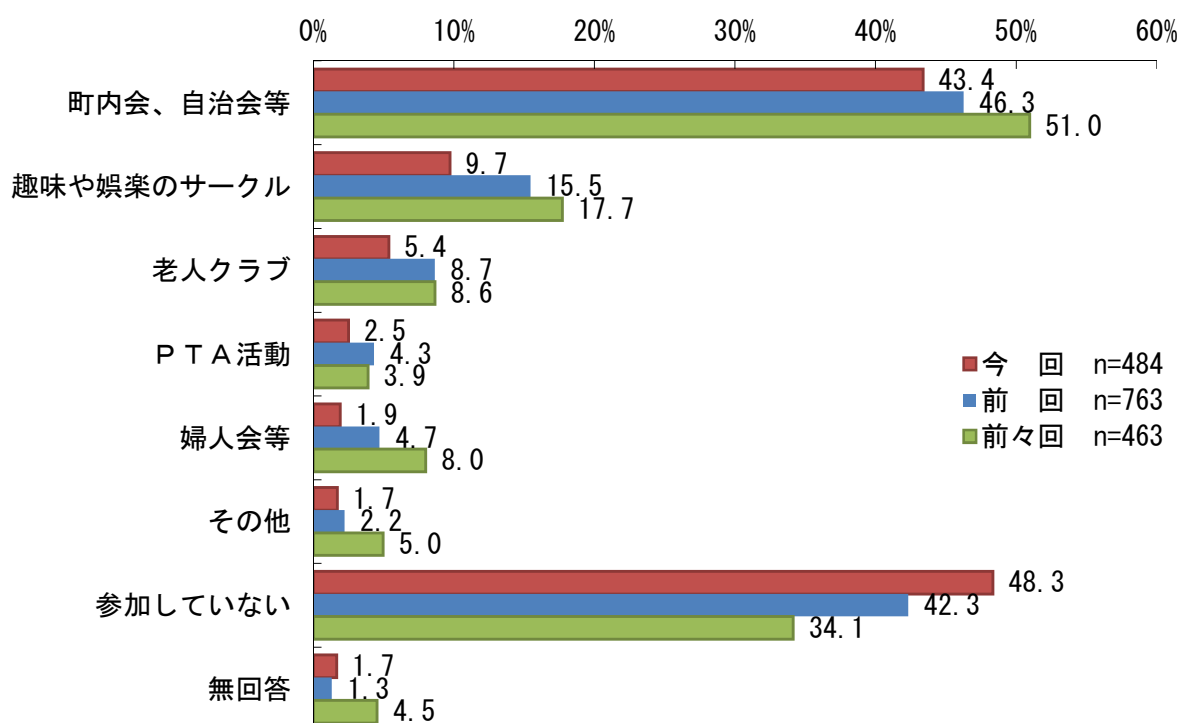
(2) ボランティア活動や地域活動について

- 参加しているボランティア活動や地域活動の状況をみると、あらゆる活動で減少し、「参加していない」割合が増加しています。

■参加しているボランティア活動



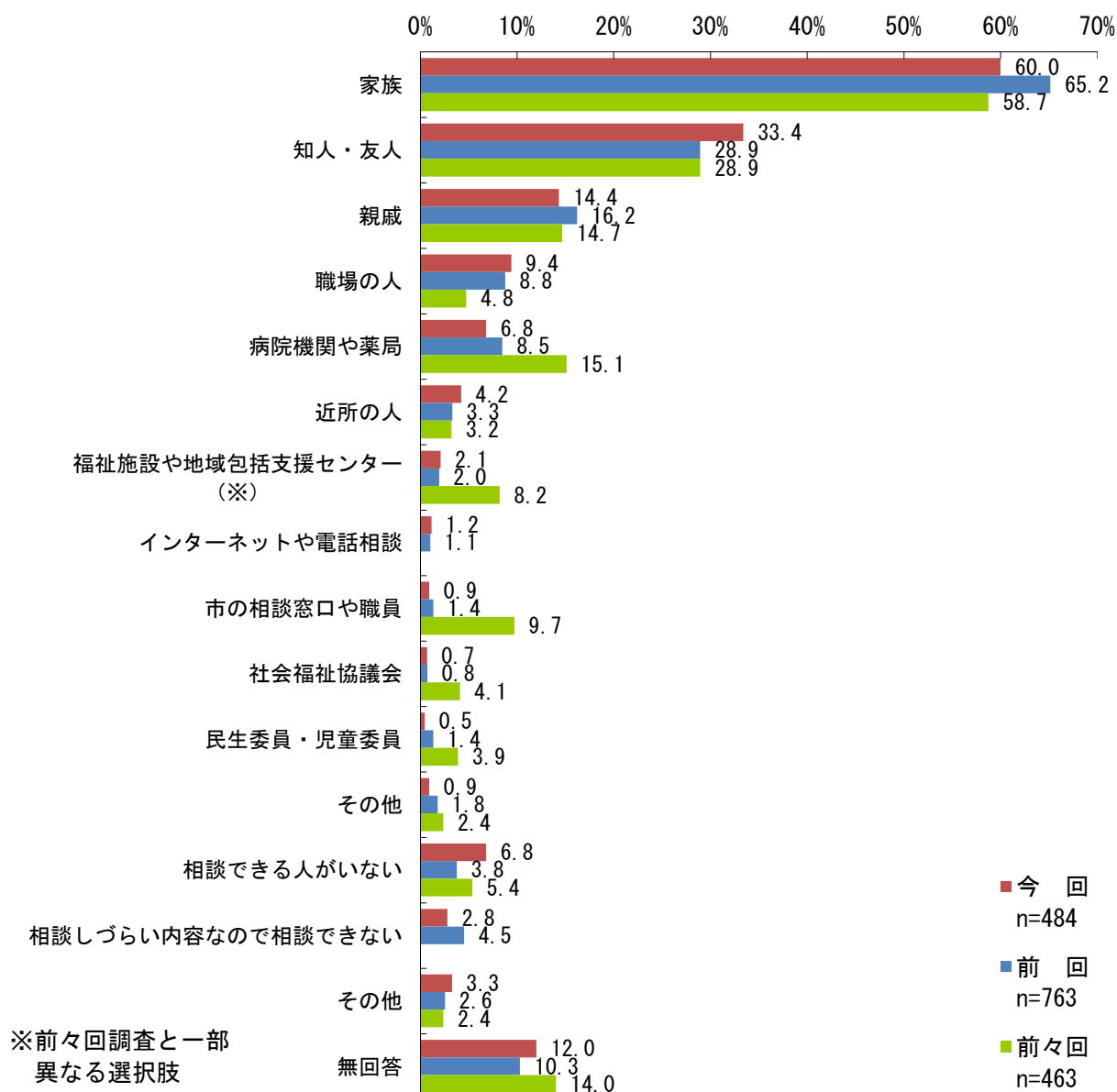
■参加している地域活動



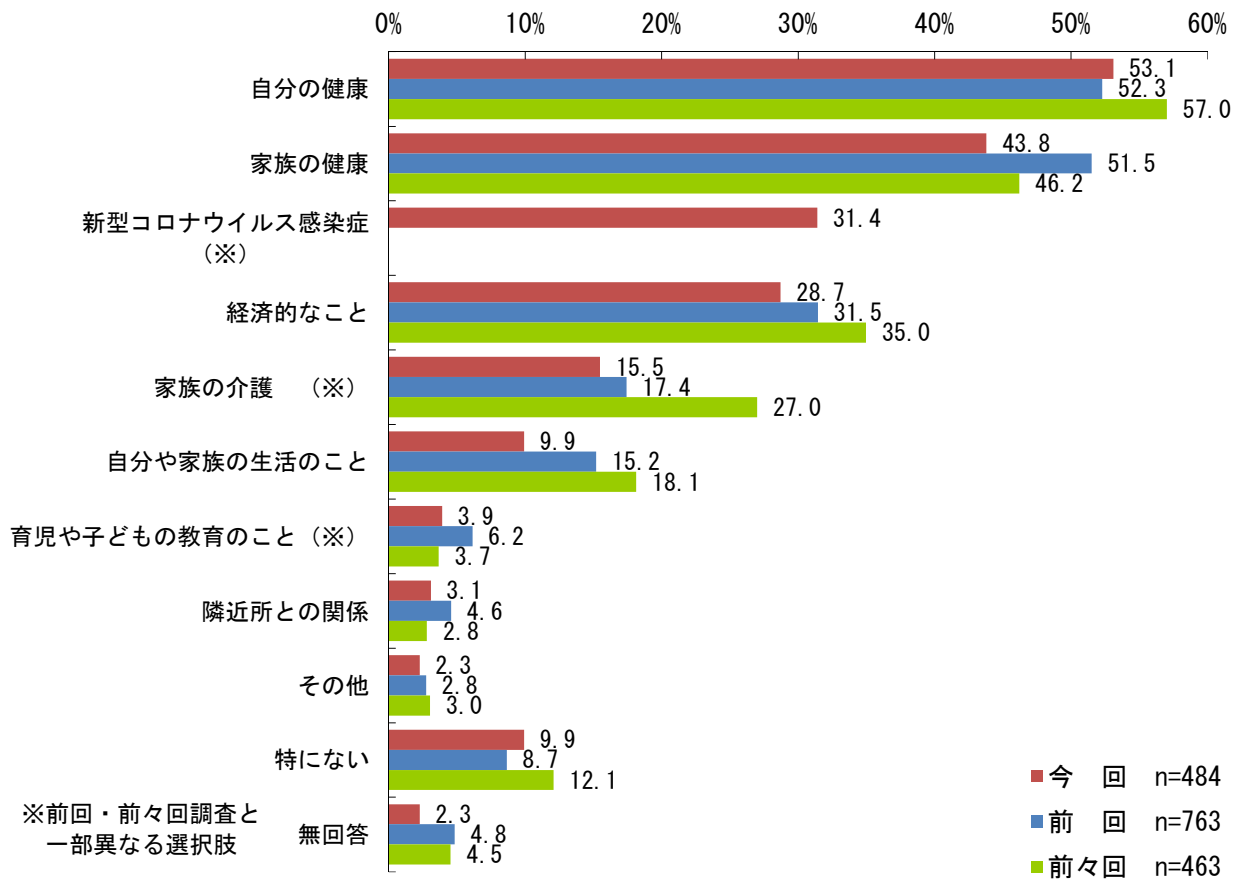
(3) 健康や福祉に関する相談・情報について

- 相談相手についてみると、「家族」が6割と最も高い割合となっており、次いで「知人・友人」、「親戚」、「職場の人」となっています。また、「相談できる人がいない」の割合がわずかに増加しています。
- 心配ごとや悩みの状況（内容）をみると、割合としては減少しているものの「自分の健康」や「家族の健康」が他の項目と比較した場合、高い割合を維持しています。また、新たに追加した項目である「新型コロナウイルス感染症」が3割を超えており、上記2項目に次いで高い割合となっています。これら以外の項目については減少しています。
- 情報の入手先についてみると、「インターネットのホームページ」以外は減少傾向にあります。

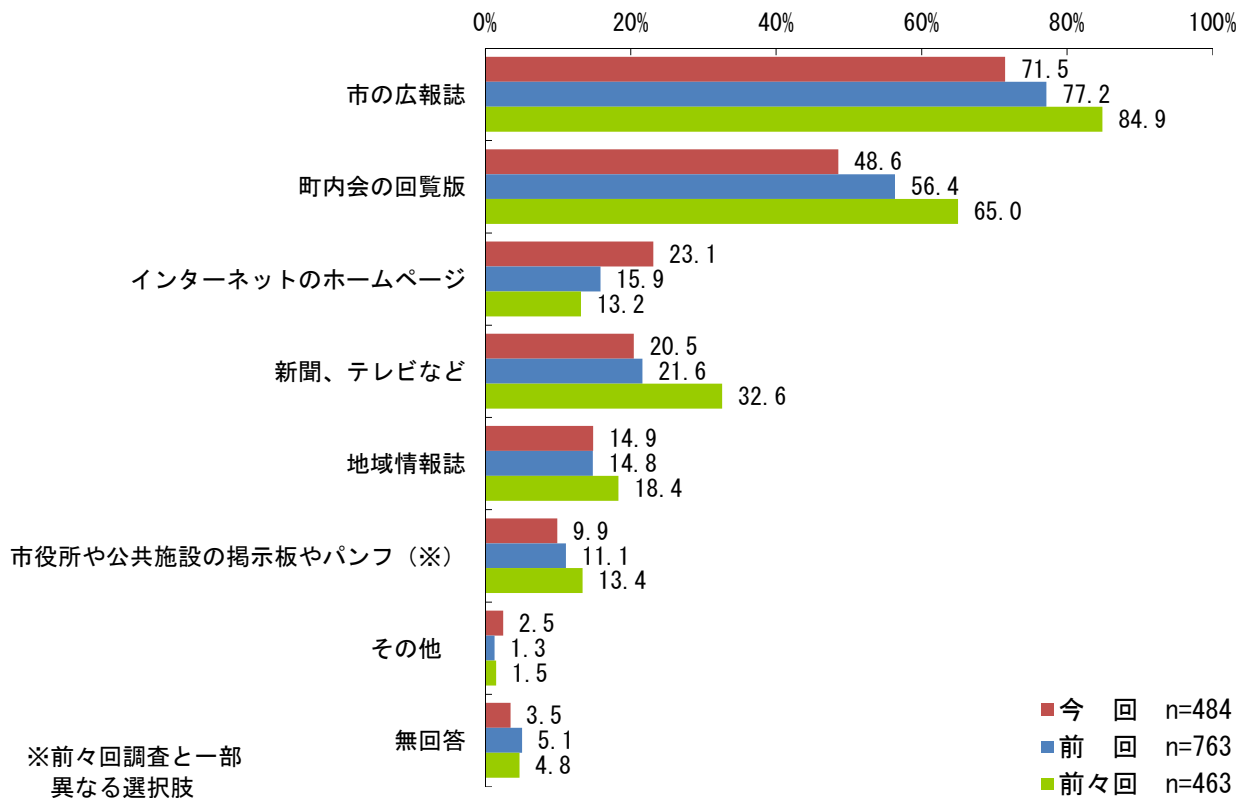
■相談相手



■心配ごとや悩みごと



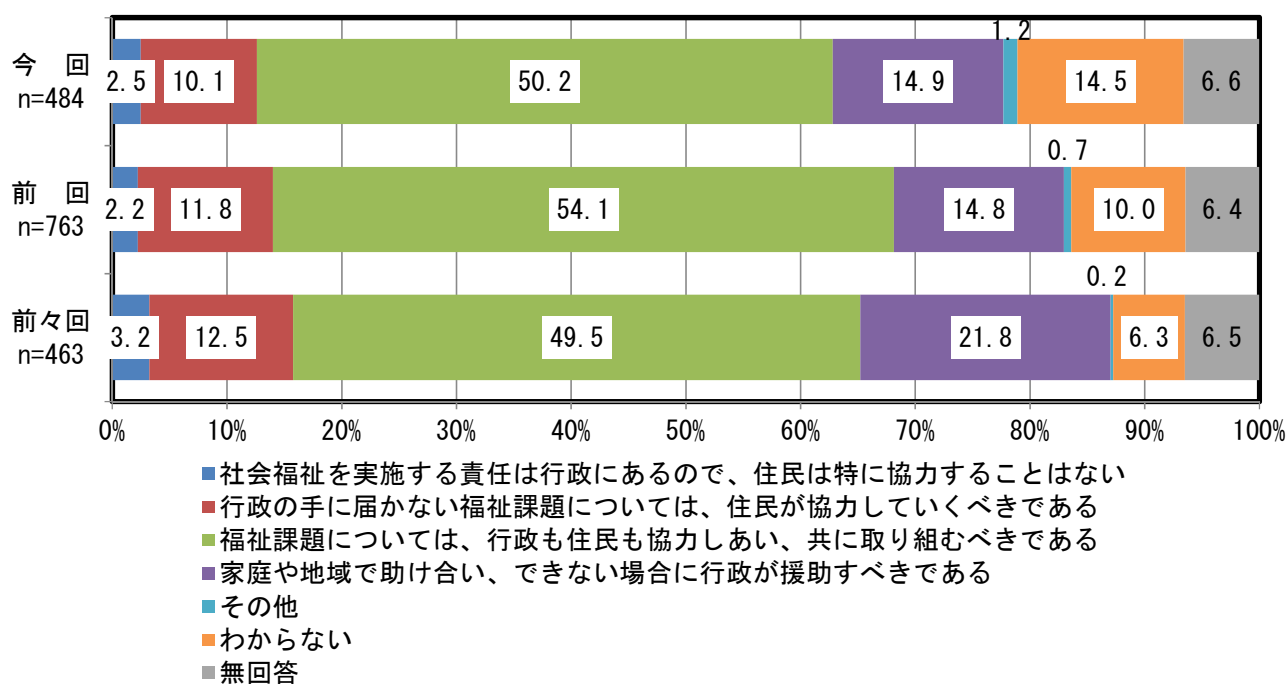
■情報の入手先



(4) 地域における福祉全般について

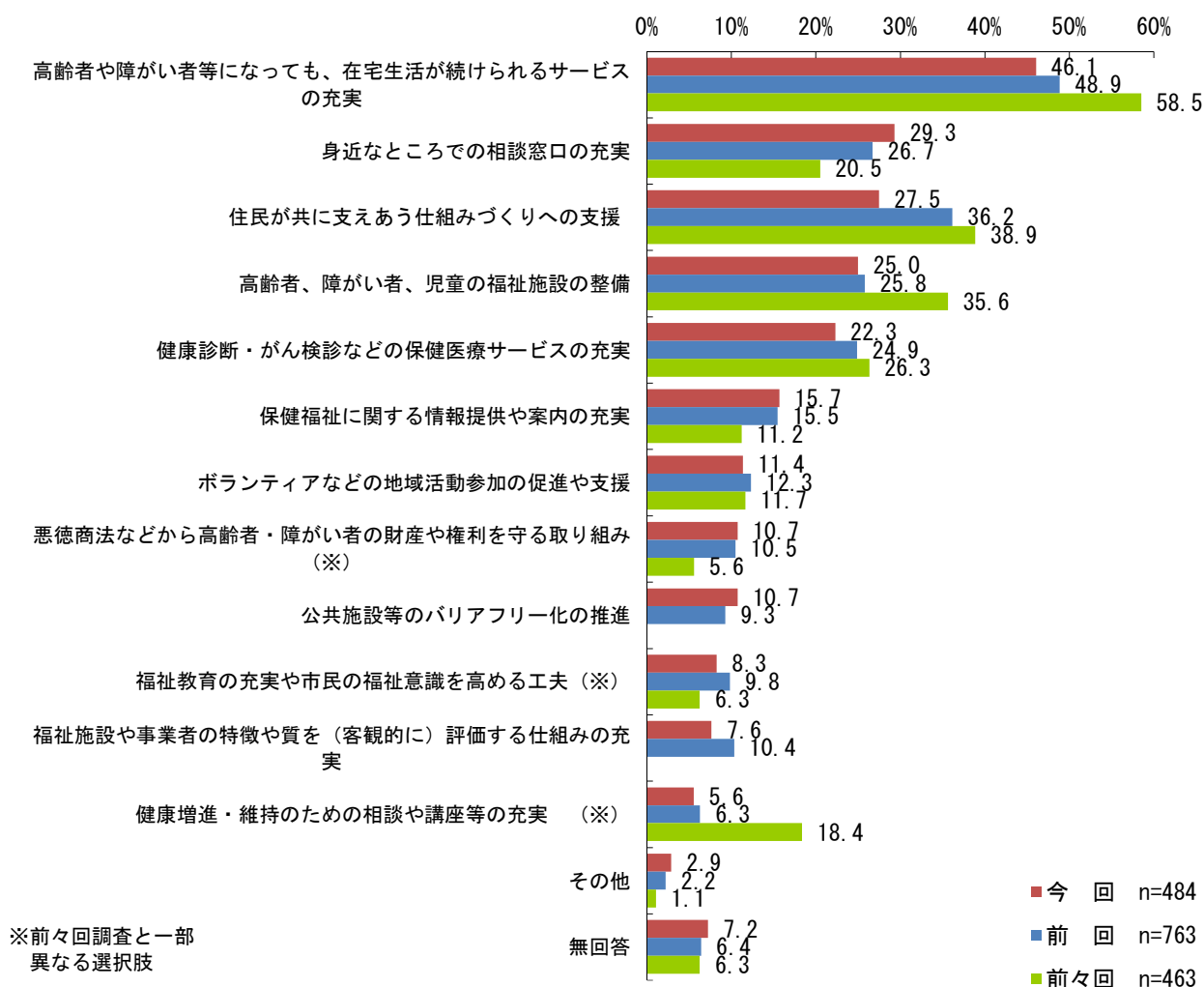
- ・構成比率については大きな変化はみられませんが、「福祉課題について、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべきである」の割合が半数前後となっている一方、「わからない」と回答した割合が増加傾向にあり、「行政の手に届かない福祉課題については、住民が協力していくべきである」が減少傾向にあります。

■住民と行政の関係



- 「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」は減少傾向にありますが、最も高い割合となっています。また、「身近なところでの相談窓口の充実」、「保健福祉に関する情報提供や案内の充実」、「悪徳商法などから高齢者・障がい者の財産や権利を守る取り組み」、「公共施設等のバリアフリー化の推進」については増加している一方、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」や「健康診断・がん検診などの地域活動参加の促進や支援」については、前回よりも低い割合となっています。

■地域福祉の推進策



3 パブリックコメントの概要

令和4年2月7日から2月28日までの間において実施しました「第4期留萌市地域福祉計画（素案）」パブリックコメントの募集について、ご意見はありませんでした。

第4期 留萌市地域福祉計画
(令和4年度～令和8年度)

発行 令和4年3月
編集 留萌市市民健康部社会福祉課

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地
電話 0164-42-1807 / FAX0164-43-8778
e-mail : syakaifukushi@e-rumoi.jp